

APPLICATION FORM

PROJECT NAME :

PROPOSED VENTURE :

FOREIGN INVESTMENT ADVISORY COMMITTEE (FIAC)

Please forward 10 copies of your application to :--

**DIRECTOR
IBC DIVISION
MINISTRY OF FINANCE AND PLANNING
ROOM 120, GALLE FACE SECRETARIAT
COLOMBO 1**

PHONE : 547478, 27905, 26286.

TELEX : 21409 FINMIN CE.

Please annex following supporting documents with this application :

- (1) Bank references of foreign and local collaborators**
- (2) Letter of consent from each collaborator expressing willingness to invest in project**
- (3) Any specific information on collaborators**
- (4) Any specific information on project**
- (5) Feasibility/Pre-feasibility/Project report or brief description of the project.**

FOREIGN INVESTMENT ADVISORY COMMITTEE

Application for Approval of Project

1. (a) Name and Address of the Applicant :

(b) Name and Telephone No. of Contact Person :

2. Form of Business Organisation :

(i) Private Ltd. Company

(ii) Public Ltd. Company

3. Summary of the Proposed Venture :

4. Proposed Location (Address) :

5. (i) Sponsors of the Project :

(ii) Directors of Company to be incorporated Local :

Foreign :

A. Principal Local shareholders :

Name and Address	Banker's Address	Equity	
		Value Rs. '000	%
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			

B. Foreign shareholders :

	Name	Overseas Address	Banker's Address	Nationality	Equity	
					Value Rs. '000	%
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

* Please note that banker's references on the local and foreign collaborators as well as documentary evidence from the latter expressing willingness to invest in the project should be furnished.

6. Envisaged Contribution from the foreign collaborator/s :

(1) Capital Contribution--

(a) Equity :

(i) Machinery and Equipment (Value) :

(ii) Cash Remittance (Amount) :

(b) Other :

(2) Technology

(3) Management

(4) Market Access

7. Foreign Collaborator's Experience in the proposed activity :
(State names of relevant institutions/companies)

(1) Outside his home country :

(2) Within his home country :

8. Background information on the local collaborator/s :
(State names of relevant institutions/companies)

(1) Experience in the proposed activity :

(2) Current business activity :

9. Project Cost :

	Rs. '000		
	Foreign	Local	Total
(1) Fixed Assets—			
(a) Land and Buildings
(b) Machinery and Equipments
(c) Other (Please provide details in Annex I)
(2) Working Capital (Please provide details in Annex II)
(3) Total

10. Proposed Financing :

	Rs. '000		
	Foreign	Local	Total
(1) Equity Capital
(2) Loans from—			
(a) Shareholders
(b) Suppliers' Credit
(c) Other Institutions
(3) Other (specify)
(4) Total

Please furnish the following additional information pertaining to loan financing :

(a) Source :

(b) Interest Rate :

(c) Other terms and conditions :

(d) Currency :

11. Description of major imported plant, Machinery and equipment :

Item	Country of Origin	Supplier	Productive Life	Ago if second-hand	Estimated Value
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
(8)					

In case of import of second-hand machinery explain reasons for choice and steps taken to ascertain its residual production life and reasonableness of value.

12. Specify relationship, if any, of the machinery suppliers to the sponsors/collaborators :

13. Itemise main raw material to be used (at average capacity level) :

Description	Quantity	Local or Imported	Estimated	
			Unit Price	Value
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

14. Itemise final product/s (at average capacity level) :

Description	Unit	Quantity		Estimated selling price per Unit		Envisaged Value	
		Exports	Local	Export	Local	Export	Local
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							

15. Market prospects for export :

16. Requirements of Power and Fuel :

(a) Electricity—

Power in (KVA) :

Energy (in KWH/month) :

(b) Fuel (Litres per month) :

17. Water Use :

No. of Months after signing Agreement	Construction	Production	Demand Increase			
			12	18	24	30
Process Use (in Litres/day) :						
Human Use (in Litres/day) :						

18. Effluents (Solid, liquid and gaseous) :

Components of Effluents	Quantity/Day	Proposed in-house Treatment

19. High intensity noise and/or vibration generating machinery or equipment (specify) :

20. Potentially dangerous or injurious substances/process (specify) :

21. Fire Risk : potentially inflammable or incendiary materials/processes (specify) :

22. Time Schedule* :

	<i>Number of months after approval</i>
(i) Completion of Site Development and Commencement of Construction Work
(ii) Completion of Construction of Factory Buildings and Ancillaries
(iii) Commencement of Test Production
(iv) Commencement of Commercial Operation /Production

* Fill in where applicable.

23. Remittable Liabilities :

A. Please indicate royalty payments, if any---

(1) Basis and Period---	Year	SL R	In foreign currency payable
(2) Amount---	1
	2
	3
	4
	5

B. Please indicate payment of Technical Service Fees, if any---

(1) Basis and Period---	Year	SL R.	In foreign currency payable
(2) Amount---	1
	2
	3
	4
	5

C. Remuneration payable to expatriate staff (Please also fill in Annex III)---

Year	Amount	No. of Persons
1
2
3
4
5

D. Estimated Dividends (%) on foreign capital at normal capacity level---

- (1) Minimum :
- (2) Maximum :

24. Please fill in the following schedules :

- (1) Operating Results—Schedule I
- (2) Fund Flow Statement—Schedule II
- (3) Manpower Requirement—Schedule III

Annex I

Details of Fixed Assets

	<i>Foreign</i>	<i>Local</i>	<i>Total</i>
1. Land--(Area and Value)
2. Building/s
3. Machinery--(Itemise)	<i>Foreign Cost</i>	<i>Local Cost</i>	<i>Total Cost</i>
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
4. Other

Annex II

Indicate the Basis of Working Capital Computation :

Annex III

Job Description of Expatriates to be employed :

	<i>Designation</i>	<i>Job Description</i>	<i>Proposed Period</i>
(1)
(2)
(3)
(4)

Date :

.....
Signature of Project Sponsor.

ESTIMATES OF OPERATING RESULTS

(Other than for Hotels)

SCHEDULE 1

(Rs. '000)

	OPERATING YEARS									
	YEAR 1		YEAR 2		YEAR 3		YEAR 4		YEAR 5	
	Export FOB	Local	Export FOB	Local	Export FOB	Local	Export FOB	Local	Export FOB	Local
I. Sales										
Less : Sales Commission/Discounts										
Net Sales Income										

(Contd.)

ESTIMATES OF OPERATING RESULTS
 (Other than for Hotels)
SCHEDULE I

(Rs. '000)

	OPERATING YEARS																					
	YEAR 1		YEAR 2		YEAR 3		YEAR 4		YEAR 5													
	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local												
II. Less Expense on :																						
(1) Raw Materials, Auxiliary Materials and Packing Materials (Imported)* ..																						
(2) Raw Materials, Auxiliary Materials and Packing Materials (Local) ..																						
(3) Fuel, Oil and Lubricants ..																						
(4) Electricity ..																						
(5) Water ..																						
(6) Salaries, Wages and Benefits (Foreign Personnel)																						
(7) Salaries, Wages and Benefits (Local Personnel) ..																						
(8) Bought in Transport Service ..																						
(9) Imported Spares/Maintenance Materials ..																						
(10) Local Spares/Maintenance Materials ..																						
(11) Advertising/Sales Promotion ..																						
(12) Royalties/Patents/Know-how Fees ..																						
Balance C/F ..																						

* Include as imported even if purchased locally if it is initially imported by another party.

	OPERATING YEARS										
	YEAR 1		YEAR 2		YEAR 3		YEAR 4		YEAR 5		
	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local	Foreign	Local	
Balance B/F ..											
(13) Rents, Rates, Insurance ..											
(14) Printing, Stationery, Postage and Telecommunication ..											
(15) Bought in Security Services ..											
(16) Import-Export Fees and Charges ..											
(17) Depreciation ..											
(18) Pre-operating expenses write off ..											
(19) Interest on Foreign Loans ..											
(20) Interest on Local Loans ..											
(21) Customs duties ..											
(22) Business Turnover Tax ..											
(23) Other Operating Costs (Specify Major Items) ..											
Total Expenses ..											
III. Surplus/Deficit on Operations ..											

(1) All foreign exchange receipts and payments to be valued at prevailing official rate of exchange.

ESTIMATE OF OPERATING RESULTS (HOTELS)

SCHEDULE 1A

	Period 19..... Rs.	Ending 19..... Rs.
Revenue :		
Rooms		
Food and Beverage		
Telephone		
Garage and Parking		
Other Operating Revenues		
Rentals and Other Income		
Total		
Cost and Expenses :		
Rooms		
Food and Beverage		
Telephone		
Garage and Parking		
Other Operating Cost and Expenses		
Administrative and General		
Marketing		
Guest Entertainment		
Property Operation, Maintenance and Energy Costs		
Rent, Property Taxes and Insurance		
Interest Expense		
Depreciation and Amortisation		
Total		
Surplus/Deficit of Operation		
Profit before taxation		
Taxation :		
Current		
Deferred		
Net Profit		
Appropriation of Surplus :		
Dividends		
Retained earnings		

**FUNDS FLOW STATEMENT
SCHEDULE II**

(Rs. '000)

	PERIOD		OPERATION PERIOD					
	YEARS		YEARS					
	1	2	1	2	3	4	5	
1. Sources of Funds								
Sources of Investments :								
(a) Foreign Equity Contribution								
(b) Local Equity Contribution								
(c) Foreign Loans								
(d) Local Loans								
2. Net Sales Revenue (Sales Income less operating costs excluding depreciation, interest payments and pre-operating expenses write-off)								
3. Total Funds Available								
4. Investment :								
(a) Foreign Cost of Fixed Assets								
(b) Local Cost of Fixed Assets								
(c) Foreign Cost of Working Capital								
(d) Local Cost of Working Capital								
Sub Total C/F								

(Contd.)

FUNDS FLOW STATEMENT
SCHEDULE II (Contd.)

(Rs. 000)

	CONSTRUCTION PERIOD		OPERATION PERIOD					
	Years		Years					
	1	2	1	2	3	4	5	
5. Interest on Loans :								
(e) Interest on Foreign Loans						
(b) Interest on Local Loans						
6. Repayments of Loans :								
(c) Foreign Loans						
(b) Local Loans						
7. Replacements and Additions to Fixed Assets (if any) :								
(c) Foreign Cost						
(b) Local Cost						
8. Total Uses						
9. Surplus/Deficit for year						
10. Taxation (Corporate-income tax)						
11. Reserves						
12. Dividends						
13. Net Surplus/Deficit for year						
14. Cumulative Surplus						
Sub Total B/F								

MANPOWER REQUIREMENTS

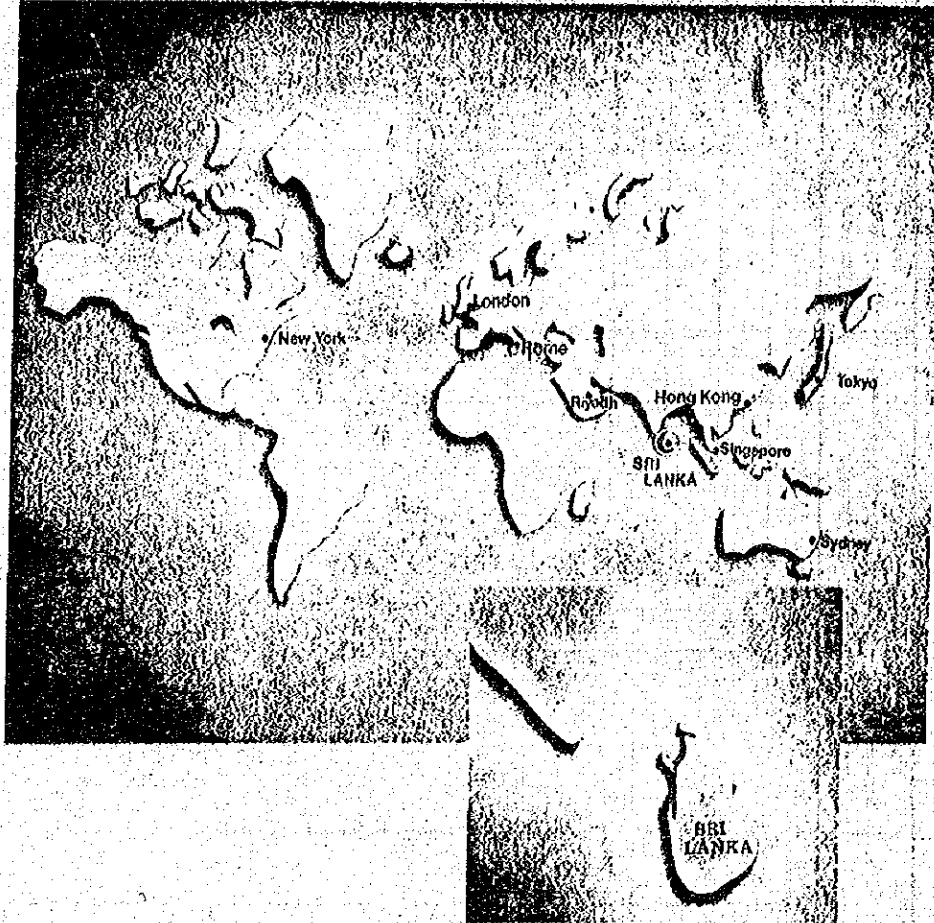
SCHEDULE III

(Rs. 000)

	No.	YEAR 1 Salary/Wages per year	No.	YEAR 2 Salary/Wages per year	No.	YEAR 3 Salary/Wages per year	No.	YEAR 4 Salary/Wages per year	No.	YEAR 5 Salary/Wages per year
1. Managerial :										
(a) Foreign Personnel										
(b) Local Personnel										
2. Technical :										
(a) Foreign Personnel (Itemise by speciality)										
(1)										
(2)										
(3)										
etc.										
(b) Local Personnel (Itemise by speciality)										
(1)										
(2)										
(3)										
etc.										
3. Administrative and supervisory staff										
4. Clerical Staff										
5. Skilled Labour—(Itemise by type of skill):										
(1)										
(2)										
(3)										
etc.										
6. Unskilled Labour										
7. Employee's Provident Fund and Other (Monetary benefits total for year)										
Total wage bill										

『スリランカ輸出加工区』（大コロンボ経済委員会）より抜粋

REACHING WORLD MARKETS



Sri Lanka's Export Processing Zones are already serving the American, Asian and European markets.

Twenty-seven (27) countries have invested in over 100 projects ranging from textiles and agro-based products to electrical appliances and rubber goods.

Sri Lanka is a centrally located export point for Africa, Australia, Asia and Europe.

AN OPPORTUNITY IN ASIA

Located half way between Europe and the Far East, the island of Sri Lanka has rapidly developed into a centre of activity for export oriented international manufacturers. The attractiveness of Sri Lanka as an offshore base stems partly from its location on major trade routes, and partly from the emergence of the nearby Pacific Rim region as a centre of world trade and industry. Moreover, when compared with other countries in the region, the country's high levels of productivity and its exceptionally low manufacturing costs make investment in Sri Lanka cost-effective and profitable.

Sri Lanka became independent in 1948 and has a long history of democracy, with over 50 years of universal adult suffrage. Four centuries of direct rule by Western nations have contributed greatly to the formation of a society with a cosmopolitan outlook.

Recent economic policies have liberalised trade and harnessed the creative energies of the private-sector in development. As a result, Sri Lanka has been able to sustain economic growth at an annual average of around 5 per cent for the past seven years. Export Processing Zones (EPZ) combined with the first class air and shipping services, have given industrial production a boost.

Many leading manufacturing nations are represented in the two Export Processing Zones managed by the

Greater Colombo Economic Commission (GCEC). Since its inception in 1978 the Katunayake Zone, and later the Biyagama Zone have attracted investments from more than twenty-five countries. American, European and Asian companies are engaged in manufacturing a wide range of products.

Commencing with the garment industry, the Zones have diversified into a range of other products including electronics, security printing, horticultural products, food processing, jewellery and plastics. Fertile farm lands and good fishing grounds make agro-industries an ideal investment, while rich mineral deposits support mining and extractive ventures. Possibilities also exist for forming joint venture partnerships with local investors in these and other activities.

The two Export Processing Zones are located in close proximity to Colombo, the country's capital city and commercial centre, and provide an excellent low-cost offshore location for your industry.

The Port of Colombo has played a dominant role in East-West commerce since the 17th Century. The modern Port of Colombo, equipped with sophisticated and computerised equipment has been transformed into a transshipment centre capable of handling fourth generation containerised cargo vessels that are presently being built.

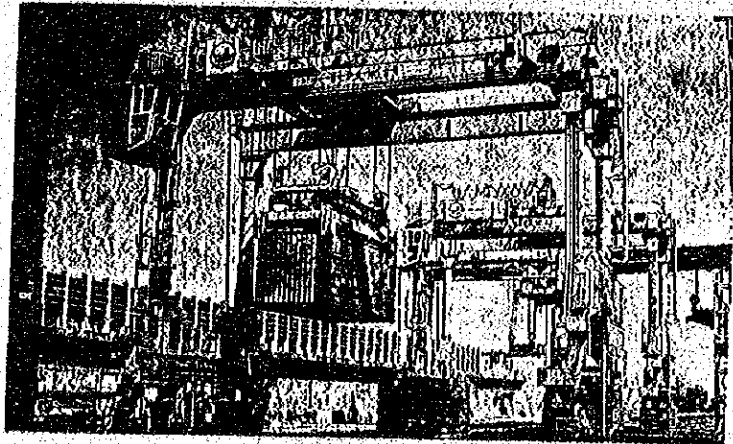
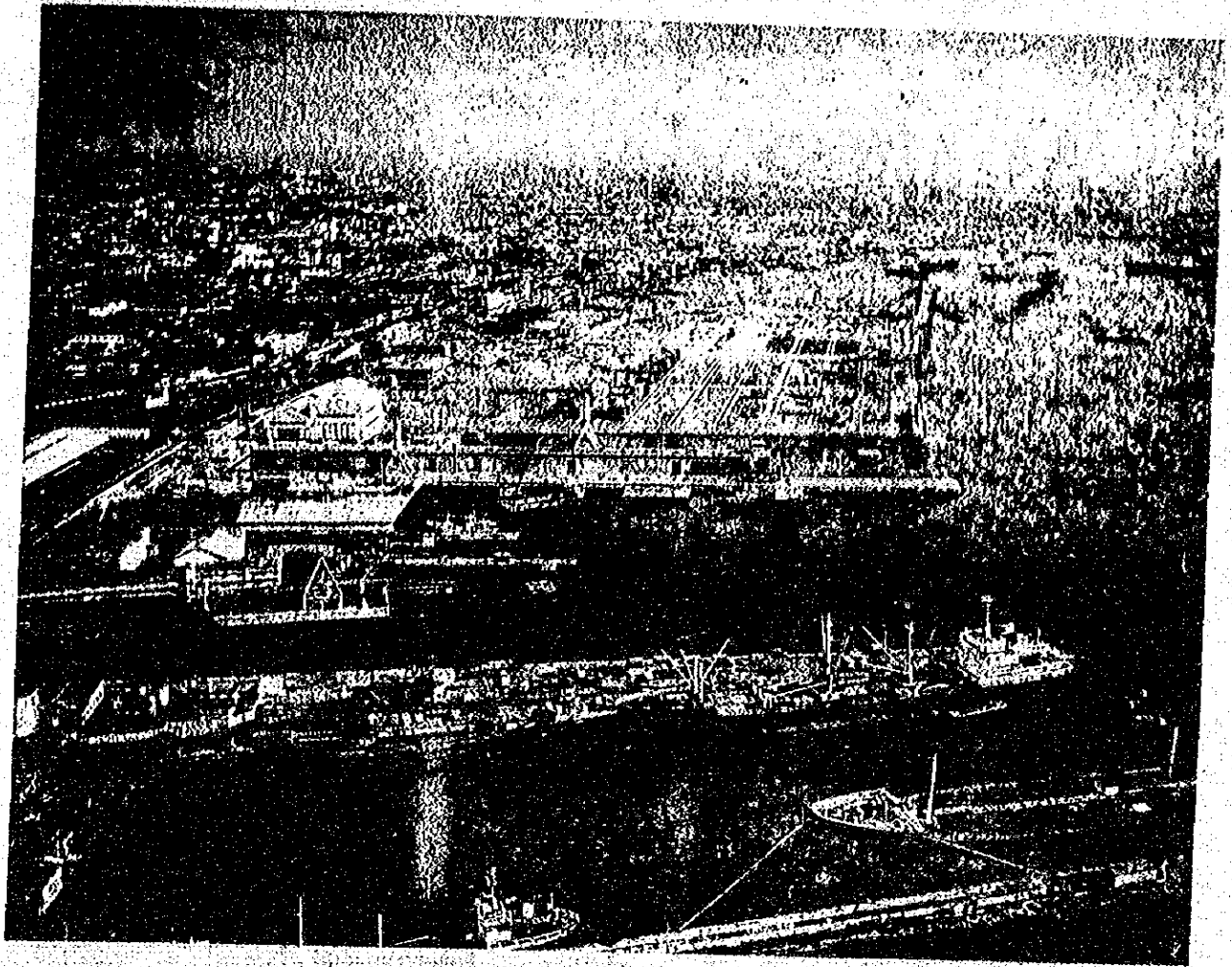
The Colombo International Airport is in its second phase of modernisation and provides an efficient service to manufacturers and businessmen based in Sri Lanka.

Sri Lanka has the second highest literacy rate in Asia. English is widely

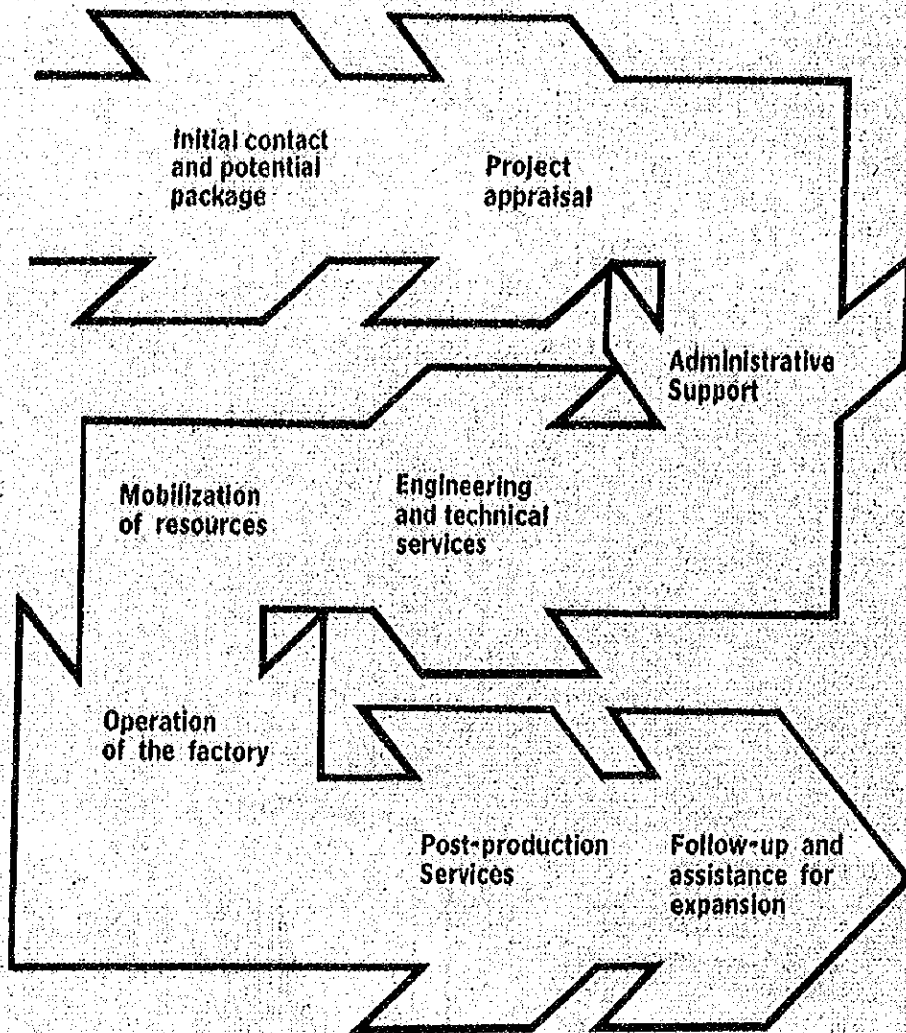
used, making settling-in easy for foreign investors.

Effective zone security and maximum labour co-operation at the GCEC's EPZs have been the basis of secure investment.





AN A - Z PACKAGE...



OPEN DOOR TO INVESTORS

The GCEC established in 1978 functions directly under the President of Sri Lanka. It is an autonomous body administered by a five member board headed by a Director-General. Entrusted with wide ranging powers, it is the only agency that foreign investors need deal with. It approves investments in export oriented manufacture for location within its zones or elsewhere in the country when techno-economic characteristics of the project so warrant it.

The GCEC's approach to investment is illustrated by its five operational departments which handle a project from preliminary inquiry right through to the export of the finished products.

Promotion

Handles the preliminary inquiry. Provides technical information and data for the potential investor. This department will link the investor to other agencies or companies relevant to the project.

Appraisal

Carries out extensive discussions with the prospective investor so that the proposal could be processed with a minimum of administrative delay.

Investor Services

The Investor Services Department ensures the smooth progress of the project upon its approval. They assist the investor in handling all procedures involved in the import of construction material and equipment and in the installation of communication facilities. Thereafter continued assistance is rendered in customs procedures for import of raw materials and the export of the final product.

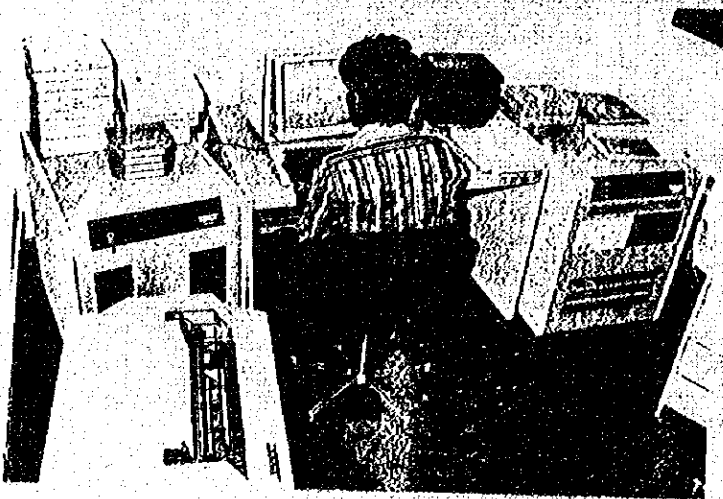
Engineering Services

Provides help in site selection and in arranging supporting services including water, waste treatment, power and access roads; approves factory plans and assists in procurement of construction material. Advice is given on all other necessary technical requirements.

Employment and Industrial Relations

Assists in the recruitment of staff at all levels; helps in the provision of training facilities and advises on the maintenance of good industrial relations.

The GCEC also assists the investors with their plans for expansion and provides a variety of other post production services.



THE KATUNAYAKE AND BIYAGAMA ZONES

Within its Zones the GCEC offers the investor a smoothly functioning, secure environment for setting up an industry. Set in pleasant, landscaped surroundings, the Zones are within easy reach of modern hotels, tourist and recreational resorts, executive housing and excellent schooling facilities.

Both Zones are close to Colombo, and within easy reach of the International Airport and the Port of Colombo. A network of modern roads, an adequate supply of treated water and reliable power supplies are also avail-

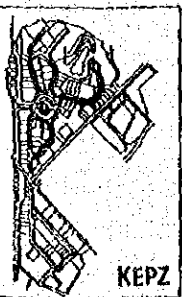
able at the Zones. Sophisticated telecommunication systems using satellite communication facilities link the Zones with the rest of the world. An efficient security system provides maximum security to the Zones' modern low rise factories and the labour force of some 40,000 workers.

At both Zones, factory shells could also be leased out by investors whose covered space requirements are modest (5,000 sq. ft. — 10,000 sq. ft.). Land is leased out to investors on agreements valid for 99 years.

KATUNAYAKE

The GCEC's first-established EPZ is very near the Katunayake International Airport. It covers an area of 500 acres (200 hectares), and comprises good buildable land with no need for special ground filling or foundations.

The Katunayake EPZ is now in its third phase of expansion with Phases I and II reaching optimum concentration in terms of factory space. Only industries utilising air-freight facilities are now located in this Zone.

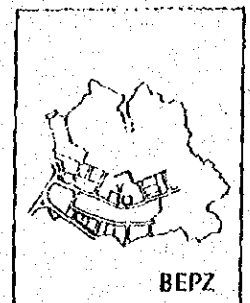


BIYAGAMA

The continued demand for factory sites led GCEC to commence its second EPZ at Biyagama, 25 km (15 miles) from the Port of Colombo.

The first phase of this development covering 112 acres (45 hectares) is complete. When fully developed the Biyagama EPZ will cover 450 acres (180 hectares) and be served with an infrastructure similar to that now available at Katunayake. Several projects are currently under construction at Biyagama.

The Biyagama EPZ is located by a major river and offers investors a plentiful supply of water and power needed for heavy industries. There is an abundant supply of low-cost labour from surrounding areas giving this zone an added advantage.



SECURITY OF INVESTMENT

Investments are protected from expropriation by the law establishing the GCEC.

Security of investment is also protected under Section 157 of Sri Lanka's Constitution. In addition specific Investment Protection Agreements have been concluded with Belgium, Canada, Denmark, Federal Republic of Germany, Finland, France, Hong Kong, Japan, Luxemburg, Malaysia, the Netherlands, Norway, the People's Republic of China, Republic of Korea, Romania, Singapore, Sweden and the United Kingdom.

Agreements with Italy and the United States of America are presently under negotiation.

Membership of the Multilateral Investment Guarantee Agency (MIGA) sponsored by the International Monetary Fund and the World Bank provides investors to Sri Lanka with another safeguard against non-commercial risks.

Furthermore, in cases of investment disputes, arbitration facilities under the International Centre for the Settlement of Investment Disputes prevail.



INVESTMENT INCENTIVES

The GCEC's tax and financial incentive package, coupled with the low unit cost of manufacture, make Sri Lanka an attractive investment centre. The main features of the package are:

No Restrictions on Equity Ownership

- * Your project can be 100 per cent foreign owned. Joint ventures with local companies are also welcome.
- * Shares can be freely transferred within and outside Sri Lanka.
- * Dividends can be remitted without tax or exchange control restrictions.
- * Capital and proceeds of liquidation are repatriable without tax or exchange control restrictions.

100% Tax exemption for upto 10 years

- * A Company can qualify for 100 per cent exemptions from corporate income tax for upto 10 years, depending on project characteristics.
- * After the tax exemption period, concessionary taxation is available for upto 15 years.

Other Tax exemptions

- * No tax on royalty remittance during exemption period.
- * Tax exemption on earnings of expatriate staff for duration of tax holiday.
- * Double Taxation Relief: Agreements granting double taxation relief have been entered into with Belgium, Canada, Czechoslovakia, Denmark, Federal Republic of Germany, Finland, France, German Democratic Republic, India, Japan, Malaysia, the Netherlands, Norway, Pakistan, Poland, Romania, Singapore, South Korea, Sweden, Switzerland, and the United Kingdom.

Duty Free Imports and exports

- * Import of construction materials, plant, equipment and raw materials and export of the final product or semi-finished goods are free of duty.

JOINING THE INTERNATIONAL SET

The advantage of operating in a truly international business community has appealed to investors from 27 countries manufacturing a range of over 40 products. The GCEC frequently negotiates with companies from Europe, the Far East, Middle East, U.S.A. and South Asia.

Europe

Traditional historic links with Western Europe have resulted in a large number of European investors locating in Sri Lanka, often with local collaboration. Among the current success stories are the manufacture of electronic magnetic heads for Siemens by a West German firm, manufacture of tyres by Bergougnan, a subsidiary of Michelin, ladies clothing for Mothercare produced by a British Company and the manufacture of agricultural pumps by the Gallahar Group from the U.K. Security printing by the De La Rue Group and the processing of prime Asian tobacco for a cigar manufacturer in the Netherlands are located in the Biyagama Zone. Silk flowers manufactured by a Belgian/Sri Lankan joint venture and foliage plants cultivated by a Swedish company are a few of the wide variety of products exported.

The Far East

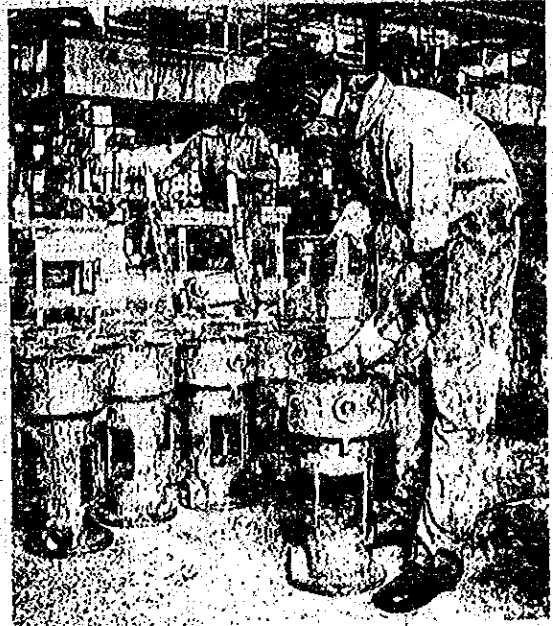
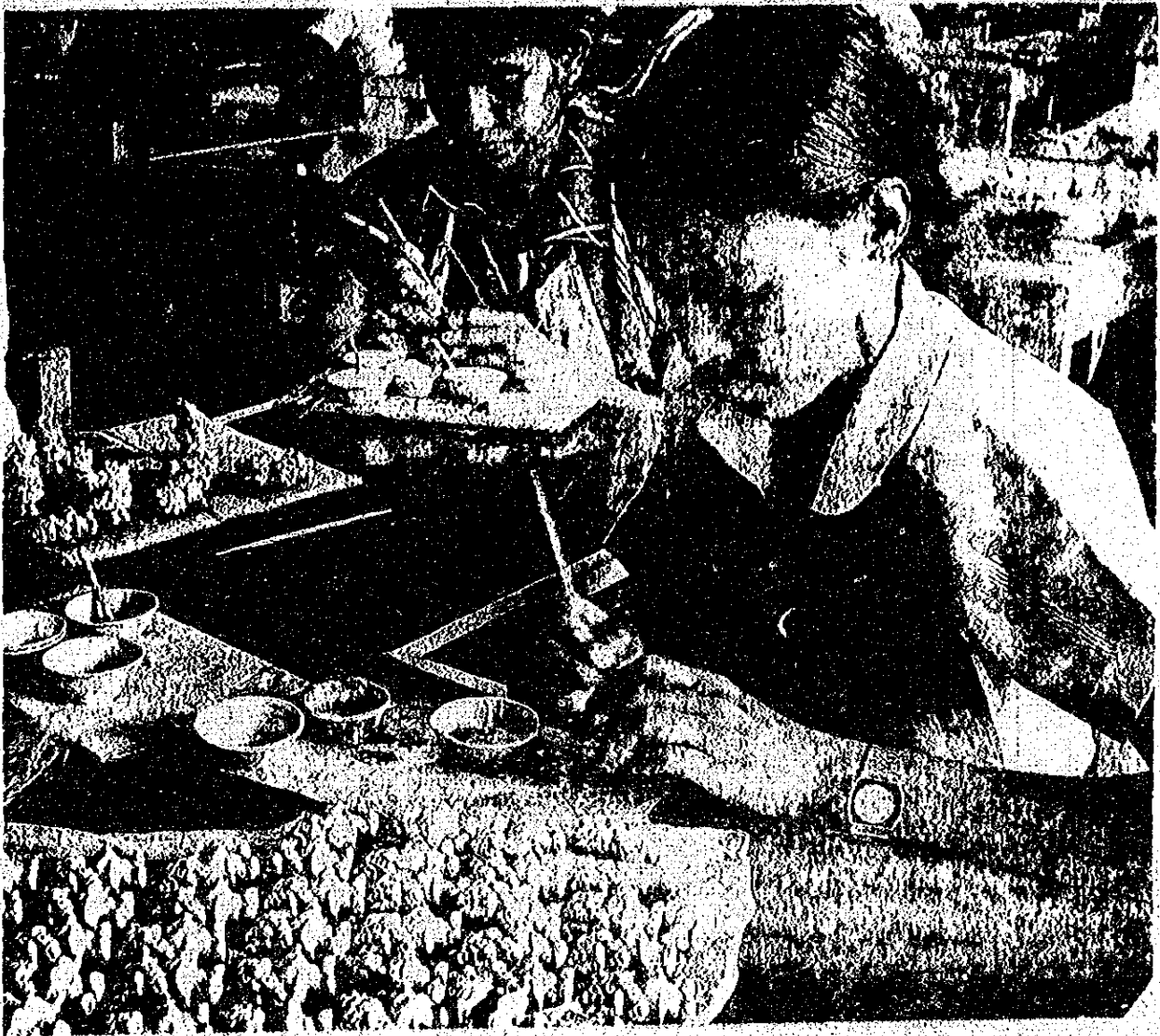
Investment from the Far East has gone into industrial production ranging from garments to such exotic creations as the manufacture of false eyelashes by a South Korean company; pearl culture and the manufacture of delicate porcelain figurines by the Japanese; gloves by a Philippine multinational and industrial fasteners produced by a Singapore/Taiwanese company.

United States

The manufacture of Lee, Macy and Skipjack Shirts for Kellwood International, and Slacks, Shirts, Jackets and other items for Sears Roebuck and J.C. Penny are among the items produced for the U.S.A. Garment manufacture is being diversified into other sectors such as the manufacture of cosmetic accessories for Max Factor and Helena Rubenstein; and to communication, desalination and electronic equipment.

And Others

... Also joining the international set are investors from Sri Lanka's traditional trading partners such as India, Pakistan and Saudi Arabia.



THE WORKFORCE

The learning process is given such high priority in Sri Lanka that education is provided free by the State from kindergarten through university. As a result, literacy levels are exceptionally high, young Sri Lankans are able to acquire high-grade skills quite fast, and the workforce is well motivated. The Sri Lankan worker is as much of an asset to potential investors, as the structural and financial advantages available.

Established companies bear testimony to the quality of the workforce. Encouraged by their successes with initial production and quality targets, many companies have already advanced their expansion programmes.

There is an extensive network of State sponsored training institutes which converts the inherent manual dexterity of school leavers and youth into industry related skills and craftsmanship. The National Apprenticeship Board undertakes the training of workers. One of its Centres is adjacent to the Katunayake EPZ and provides a feeder service to its industries. Training of workers is concurrent with the construction of factories.

Furthermore Sri Lanka's Universities and several other educational institutions produce an abundant supply of young men and women capable of assuming responsibility in various branches of business activity. Education and training in Sri Lanka have been increasingly focussed on the need to equip youth with the requisite skills for high-tech industries.

GCEC's Job Bank

The GCEC assists the investor in the recruitment process. Prospective employees, classified in terms of skills and experience, are introduced to the investor for selection. They would mostly be from areas within easy travelling distance from the Zones.

Wage Rates

Sri Lanka's wage rates make labour-intensive processes very profitable. Employment of all grades of professional and technical staff such as engineers, accountants, managers, machinists, technicians etc., is possible at very competitive rates.

Social Costs

Employees' Provident Fund and Trust Fund contributions by the Employer together average 15 per cent of the monthly wage. The Employee contributes 8 per cent.

Working Hours

- (a) Nine (9) hours a day including one hour for meal/rest for office or factory workers.
- (b) Fortyfive (45) hours a week, excluding a one hour interval per day in an office and,
- (c) Fortyeight (48) hours a week, excluding a one hour interval per day in a factory.

Overtime work is remunerated at 1 ½ times the normal hourly rate. Double the hourly rate applies for work on Sunday.

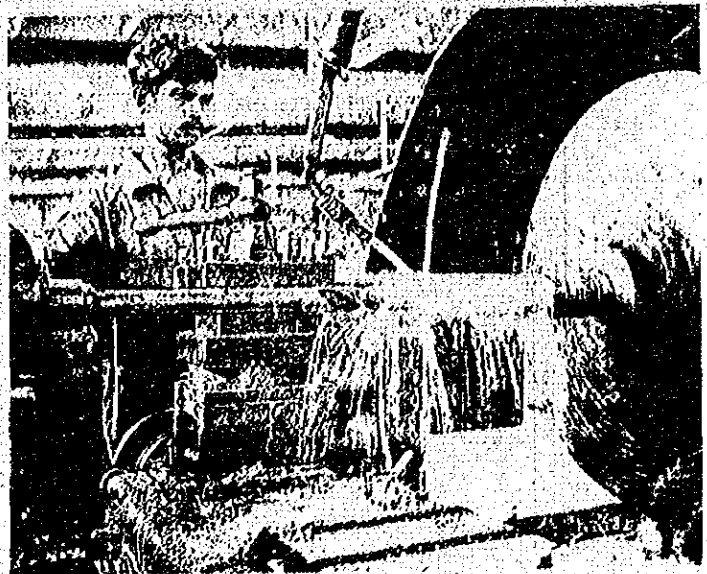
Worker/Management Organisations

Joint Consultative Councils, for discussion and settlement of worker-management issues have been established in EPZ enterprises. These comprise equal representation from workers and management and have been found to be more popular and effective than Trade Unions. The GCEC's Em-

ployment and Industrial Relations Department actively assists in the formation and operation of such Councils.

An excellent industrial relations climate prevails in the Zones. No man days have been lost on account of industrial disputes since the inception of the Zones in 1978.





INVESTMENT OPPORTUNITIES

If you are a manufacturer with plans for expansion you will find that the GCEC offers you a welcome opportunity.

GCEC's incentive package provides the imaginative entrepreneur an excellent opportunity to manufacture and export a wide range of products.

* Agricultural machinery and implements:

Assembly and manufacture.

* Pleasure craft, sails and accessories.

* Electrical appliances:

Assembly of consumer products such as air-conditioners, fans, food mixers and other kitchen equipment, TV sets, meters and motors.

* Electronic related items:

Calculators, LCD displays, circuit boards, electronic toys, communication equipment, watches.

* Computer software packages

* Machine tools and hand tools

* Toys and accessories

* Footwear

* Travel goods

* Sports goods

* Plastic-ware

* Household items

* Artificial flowers and decorative foliage

* Laboratory equipment and instruments.

* Bicycles and motor cycles: assembly and parts manufacture

* Jewellery manufacture: cutting and polishing of precious stones and diamonds

* Pharmaceuticals and cosmetics

* Bulk breaking and packaging

* Beauty care products and accessories

* Figurines and household ornaments

* Musical instruments

In addition, investors would find ample scope for establishing manufacturing operations utilising the agricultural and mineral resources with which Sri Lanka is richly endowed.

Aquaculture

Prawn culture and the breeding of ornamental tropical fish are types of aquaculture projects that can be set up. Large-scale fish farming could be undertaken in the many inland reservoirs spread throughout the country. Exports could either be in raw or processed form.

Food Processing

An abundant supply of fruits, vegetables and dairy products are available for processing to suit consumer tastes abroad.

Rubber based products

Possibilities exist for a wide range of rubber products utilising the ample local supplies of natural rubber. Dipped rubber goods for household and medical use, industrial gloves, bicycle tyres and rubber, automotive components, sports goods, hard rubber tyres for industrial machinery and equipment are a few of the possibilities.

Graphite based products

The quality of Sri Lanka Graphite is probably the best in the world, offering 99.8 per cent carbon content. Graphite refractory crucibles, electrodes, lubricants and pencils are some of the products which investors could manufacture here taking advantage of this resource availability.

Other mineral based products

Large resources of ilmenite sand and apatite (phosphate rock) are available. Further processing of ilmenite to produce titanium and of appa-

tile to produce phosphate fertilizers, are unique opportunities Sri Lanka offers.

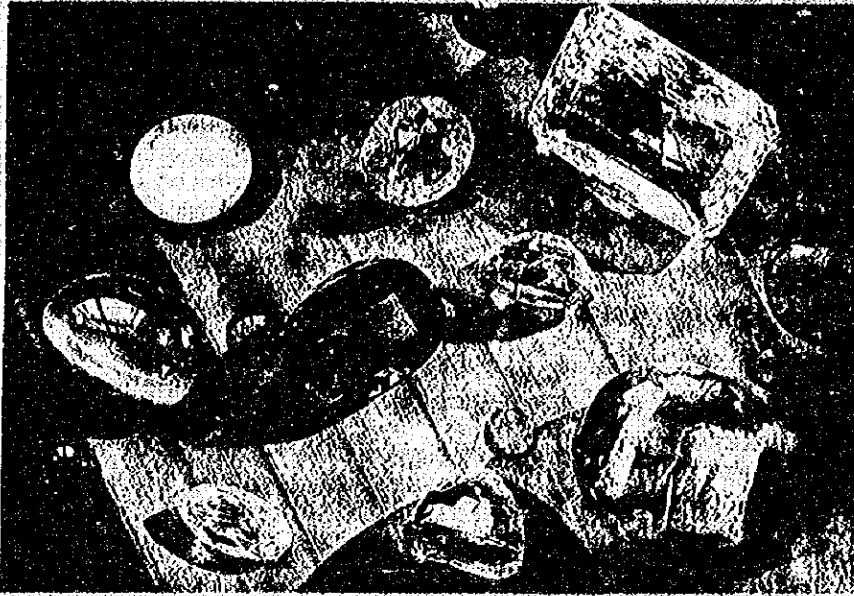
High quality porcelain, sanitary-ware, wall tiles, sheet glass and hollow-ware are products that could be manufactured here using the rich resources of ball clay, dolomite, felspar and silica available.

Agro-industrial products

Among the wide range of product

possibilities that exist are :

Products based on coconut fibre ;
brushes, rugs, underlays for car-
pets, insulation boards and rubber-
ised coir ;
vegetable and fruit growing and
processing for export ;
cultivation of foliage plants and
flowers for export ;
processing of spices and produc-
tion of essential oils .



『スリランカへアジアにおける最も新しい成長拠点』（外国投資諮問委員会）より抜粋

1. スリランカ国情

1-1 一般的情報

地理及び気候

スリランカ（元セイロン）は赤道の北方880キロのインド洋中に位置している。インドとはパーク海峡という最も狭い所で29キロの巾の浅い海峡で分離されている。

国土面積は65,610平方キロで、南部中央山塊が、西、東、及び南側は狭い海岸そいの平野により囲まれ、北は広大な乾燥地帯から成り立っている。

スリランカの気候は熱帯性で、湿季と余り湿気の無い二つの季節がある。天候は一般に快適であるが、高温多湿となることもある。気温はコロンボでは摂氏23度から30度、名高い高原リゾート地のヌワラエリヤでは10.8度から20度、高原の都市キャンディでは20度から28度である。平野部の気温はおよそ28度から29度となっている。

雨量は当方の乾燥地帯における年間平均130センチから西部地帯の350センチにわたっている。季節風による雨季は5月から9月の南西モンスーンと、12月から2月に至る北東モンスーンがある。しかし国土内には完全な乾燥地帯は無く常様の環境を作っている。

歴史

スリランカは2500年以上の古い歴史を有し、2300年近くに及び一統の王位継承が続いている。東西間の海路に位置する戦略上の地位と天然の富に恵まれたことから、セイロンは、中国やインドやアラビア諸国に度々侵略されてきた。ヨーロッパとの最初の接触は16世紀初期におけるポルトガル人による島の征服であって、続いてオランダ及びイギリスが来て、イギリスは紀元1815年にはキャンディ王国を併合してしまった。

英国の植民地支配の下で、経済の基盤となるプランテーション産業がまずはコーヒー分野に創設され、次いで茶、ゴム、そしてココナッツと広がっていった。近代的基礎施設や西洋医療や英語教育の起こりは、ヨーロッパ的慣習や振興のそれと共に、英国支配の結果によるものである。

セイロンは平和的交渉と憲法改革を通じて1948年に独立国となった。憲法改革はウェストミンスター方式に基づいた議会民主主義をとり、独立国となった。

1972年になってセイロンは共和国となったが大英連邦機構内に残り、名称をスリランカと変えた。1978年9月、憲法を改正してスリランカ民主社会主義共和国となって、大統領が国家元首と政府の長を兼ねることになった。

人 口

スリランカの人口は約1600万人で国土の全般に分布しているが、南西多湿地帯に比較的に集中度が高い。その中25%が都市人口といえる。大コロombo市の人口は約170万である。人口の年増加率はおよそ2.4%であったが現在は1.2%に減少している。

人種別に見ると、セイロン人が74%を占め、タミール人が18%、スリランカムーア人が7.5%、そしてオランダ人やポルトガル人の子孫であるパーガー人その他0.5%である。タミール人の三分の二はスリランカタミール人、残りはインドタミール人で、その祖先は南インドからセイロンにプランテーション労働者として契約移住したものである。

宗 教

スリランカは多宗教の国である。仏教がセイロン人の大部分の宗教であり、タミール人はヒンズー教、そして、ムーア人はイスラム教で、セイロン人やタミール人を含む100万人以上がキリスト教で、その大部分はカトリック信者である。

言 語

シンハラ語(セイロン語)が公用語で、タミール語と共に1978年以来憲法に認められた国語となっている。英語も国語であって国の全域にわたり話され、且つ、理解されている。識字率は85%程度でアジアにおいては日本について高い。

政 府

スリランカは選挙により選出された代表者の議会を通じて、また国家的重要事は国民投票を通じて、主権を行使する単一共和国である。憲法は大統領が国民の直接選挙で選出されて行政権を行使することを規定している。

政府は国家元首であり、且つ、政府の首長である6年の任期で選出された大統領と、議会の議員の中から大統領が任命する総理大臣及び各省大臣から成る内閣で構成される。現憲法の一つの新制度は、議会が国民の意志の眞実の代表体であることを保証するために導入された比例代表制の原則である。

スリランカにおける政府の民主主義的構成は永い歴史を有している。普通成人選挙権は半世紀以上にわたって国民により享有されてきた。政府は国民の自由意志により定期的に実施された選挙で選出されている。スリランカは法の支配を尊重する永い伝統を有

している。司法は政府の行政権から独立している。

ジャヤワルデナ大統領は1982年10月に二期目の大統領として再選された。1977年7月に6年の任期で選出された現議会は、1982年12月に議会の任期を更に6年間延長するために行われた一般国民投票の結果1989年8月まで存続する。政府が二度に及び国民の委任を持続したという事実は、1977年に政府が実施した遠大な経済政策に対する国民の信任の明確な表示である。次の総選挙は1989年8月に予定されているが、政府与党は議会の三分の二以上の多数の議席を擁しているので、10年の歳月を通じて現政策の遂行を保障するであろう。

通貨

通貨の基本単位はスリランカ・ルピーである。ルピーの価値はスリランカの主要貿易相手諸国の通貨のバスケット・レートとして設定される。米ドルが主要部分を成しているが、英国ポンド、日本円、スイスフラン、ドイツマルクをしてSDRのような主要交換通貨をも含んでいる。通貨の発行は中央銀行の金、その他の外貨準備金で裏付けされている。

祭日

スリランカは休日が多く、その大部分は仏教、ヒンズー教、回教、そしてキリスト教の祭日である。祭典の中には太陰暦によるものもあり、年によって祭日が異なっている。

就業時間

スリランカは週5日制で、月曜から金曜までで、就業時間は通常下記の通りである。

政府:	月曜 ~ 金曜	8:30 - 16:15
銀行:	月曜	9:00 - 13:00
	火曜 ~ 金曜	9:00 - 13:30
ビジネス:	月曜 ~ 金曜	8:30 - 17:00
	土曜(一部では)	8:30 - 13:30

商工業企業の従業員は週48時間労働制となっている。

1-2 経 済

概 観

スリランカは南アジアでは最強の経済国となっている。かつての伝統的な農業国は今日高度技術適用の工業を持つ複合的多面経済に成長している。不利な対外経済環境や国内の一部における内紛にもかかわらず、1986年に総合経済成長率5%を達成したことは注目すべきことである。この成長率は1984年の5.1%増及び1983年の5%増と充分比較し得るものである。国民一人当たり国民総生産は1986年には3.7%増のUS \$354 となった。主要商品価格の下落、特にお茶やココナッツの価格の低下、旅行客の減少の結果としての観光関連サービス産業の低調、そして国防関連活動に対する支出増といった不利な面があったにもかかわらず、経済は国の国内総生産の四分の一の貢献度を持つ農業部門の引き続き増産により大変に高い成長を遂げた。米作に代表される農業及びココナッツやお茶のプランテーションの高度の増産が5%成長率の維持に大きく貢献している。

1984年に15%の成長をした工業生産は成長を続けたものの1986年には8.6%であった。工業部門の成長は主として組織的・計画的開発に負うものである。この10年近くにわたって、工業は多くの政府諸機関により活発に奨励されてきて、潜在投資家達に対して多くの魅力的な優遇措置が与えられた。成長及び世界的需要に対応する新しい工業分野への進出は、その多くは政府の支援の下に活力ある民間部門により開始されたものである。

最近の動向

1960年以来、スリランカは輸入代替工業化計画に着手して、厳しい輸入制限、製造活動へ特に重要部門への政府の直接参加及び市場支配力の規制を行ってきた。現政府は1977年以来、市場競争の経済原理において樹立された新戦略を計画していて、変化する国際環境に対応し、又、国内経済の中の多くの構造的不均衡の解決を図っている。

重要な経済課題：

- * 「輸入貿易と外国為替支払の自由化」為替レートの改革と関税改革を随伴している。
- * 「民間企業の振興」資本及び専門知識の不足する分野への外資の直接投資の奨励を含む。

民間部門には新しい市場の開拓の重要な役割が与えられている。

投資奨励地区は種々の投資優遇策とともに設定されている。国内の長期投資に民間の資本が投入され易くするために政府が実施している重要政策の中には、株式会社及

び株主の双方に与えられている寛大な租税優遇措置会社法の改正、及び株式取引所の開設がある。

* 「公共部門の役割の削減」新しい政策は非経済的な事業や施設を、可能な限り私有化して生産性の向上と公共部門への支出を減らすことを意図している。民間企業を振興しようとの公約の中で、将来民間部門で取り扱うのが有利な投資事業について、政府介入しないとの決定がなされている。公共部門は必要投資が巨額過ぎるか又は、投資利益率が極端に低いかで民間の企業家に魅力的でない分野の重要部門だけに集中することになる。

* 「輸出振興の強調」政府は一次産品輸出の依存度を減らすために、工場生産品、国内資源関連生産品、高度技術及び付加価値商品への投資並びに輸出を奨励している。輸出振興局(EDB)が設置されて、輸出振興計画の作成、及び輸出関係政府諸機関の活動の調整に当たっている。輸出補助金制度、輸入関税払い戻し制度、補助金付信用供与制度、並びに産品及び市場開発を目的とした諸策を含む一連の政策パッケージが実施されている。

特別大開発計画の創設及び実施

* 「マハベェリ開発計画」(当初は30年間にわたる段階的計画であったが、1977年に、事業計画の主要部分を7年間で完成することに修正された)北方乾燥地帯において、約45万ヘクタールにわたる灌漑施設と20億キロワット時の水力発電の供給を含む。

* 「住宅供給及び都市開発計画」1983年に完成した“10万戸住宅供給計画”は“100万戸住宅供給計画”として拡大延長され、低価格の住宅供給を強調している。都市開発に関しては、都市貧民の生活向上のための貧民街及び掘っ建て小屋改善計画が続けられている。

* 「総合地方開発計画(RDP)」計画は行政区規模における利水管理及び灌漑、農耕地復旧、植林及び保健、衛生、教育施設改善等にわたるもので1985年には11行政区に及んだ。計画は漸進的にそれ以外の行政区に実施されることになっている。

経済部門

農 業 農業部門は国の経済にとって依然として重要な位置を占めている。国が近年継続してきている確実かつ印象的な経済成長は国内総生産の約28%に貢献し、全輸出収入の60%を占めるこの農業部門の継続的拡大に期すべきものである。それは労働力のおよそ45%を吸収し、政府収入の20%近くを生みだしている。又、農業は製造業、輸送サービス部門、及び地方開発と前面及び後面双方の関連産業促進に寄与した。林業と漁業は別として、農業部門はプランテーション/樹木作物部門と家内/畑作物部門に便宜上二分することが出来る。前者は紅茶、ゴム、及びココナッツの三大輸出品を生産し、最近までスリランカの輸出収入の75%近くを供給していた。紅茶とゴムは、いづれも植民地時代に、基本的には外国投資の結果として導入され開発されたものである。紅茶の生産は1984年に16%増加し、1985年には更に3%伸びて2億1400万kgに達した。この間、世界的供給の増加の結果として世界の紅茶市場価格は下落した。

1985年のゴム生産は1億3800万kgと推定され1984年時よりも3%減少した。一方、ココナッツ生産は前年の52%増の29億5800万個という記録的水準に達した。1985年の生産は1972年来の最高水準であった。

農業部門では米が主体で、スリランカは米の生産においては急速に自給に近づいている。加えて、コーヒー、ココア、ペパー、タバコのような多くの副次的作物や、肉桂、しょうじく、ちょうじ、にくじくのような香味料があり、これらの相当部分が輸出されているが各作物の総輸出収入に対する貢献は小さい。

農業は主要な経済活動として今後も続くことになる。農業における付加価値は1986-90年期間は年間3.5%程度の成長が予想されていて、主要農業産品、雑輸出農作物、及び水産品の相当な増加が期待される処である。

工 業

1985年における国内総生産の中、工業部門は14.8%であった。本部門の年間実質成長率は、1971-77年間の1%から1978-85年間には5.1%に増加した。この成長は、初期の輸入代替制度時代に代わって打ち出された1977年以降の拡大指向開発戦略の結果といえる。

今後の成長予測は、製造部門では1986-90年間に成長率およそ4%としている。

1984年に15%増加した工業生産は1985年には5%の低成長となったが、これは公共部門の大きな後退によるものであった。公共部門工業の生産額は6%減少したが、民間部門では

20% 増加した。

総工業生産に対する最大のシェアは食品/ 飲料/ タバコと、繊維織物/ 衣料/ 皮革製品をして石油/ 石炭/ ゴム/ プラスチック製品の三つの製品群で占められている。これらは合計して工業生産の75.6% に及んでいる。 他方政府は電気及び電子製品、ゴム製品及び化学製品の製造に含まれるような資本及び技術集約的事業を開発することによって工業部門の多様化努力を進めている。 近代的技術革新及び知識との接触がこの点における重大要素と考えられている。

政府は、国内と外国からの双方の民間投資に主力を置いた工業化の積極政策を遂行中である。 政府の工業への直接介入は、主として公共部門において既存の諸法人の能率と財政上の規律を回復することに限定される。 新規投資は調査及び指導施設及び能力の強化並びに安定かつ堅実な工業の成長に必要な基礎施設の振興に向けられることになる。

確実な成長を維持し得る生産構造の振興を目的として、政府は国内の恵まれた天然資源及び労働力の比較優位を活用しうる工業の開発の必要を感じている。そこで、国産の原料を利用し、又余剰国内労働力を使って輸出市場向けの生産を行い、経済の他の成長部門と強い連携を持つような工業を優先させることになる。

開発計画では民間部門が主役を演ずることが期待されるが、外国民間投資も、資本・技術・市場等の諸側面で重要な役割を果たすと考えられている。

鉱物加工

1973年鉱山及び鉱業法第4号は、他の法律で規制されている宝石、放射性鉱物及び石油を除いて、所有権を国に帰属せしめている。 採掘、探鉱、採集、加工、鉱物販売及び輸出は公共部門で設立された多くの会社を通じて規制している。

スリランカにおける主な鉱物は、黒鉛、チタン鉱、金紅石、及びジルコンの様な鉱砂、セメント、粘土、珪砂、白雲石を含み、自然黒鉛とチタン鉱床は主要な外貨の稼ぎ手である。 加えて、宝石及び準宝石も豊富で、サファイア、ルビー、キャッツアイ、トバス、ガーネット及びムーンストーン等がある。 国家宝石会社が輸出を規制していて、輸出優遇措置を供与している。 宝石の輸出からの利益は所得税及び売上税から免税を受けている。

1985年の鉱物輸出による収入は11億7700万ルピー(4300万SDRs)、1984年は9億2300万ルピー(3500万SDRs)であった。 宝石輸出収入は、1985年は7億600万ルピー(2700万

SDRs)、1984年は8億7400万ルピー(3200万SDRs)である。

外国貿易

1985年のスリランカの貿易状況は、それまで2年にわたる好況に反して、輸出入両面で不利な価格動向にあり、悪化する結果となった。1985年データによれば総輸入は529億1700万ルピー(19億1500万SDRs)、総輸出は362億700万ルピー(3億1100万SDRs)、赤字167億1000万ルピー(6億500万SDRs)を結果として、1984年赤字101億9400万ルピー(3億9100万SDRs)よりもSDRで55%増加した。

1977年に制定された自由化貿易政策は、効果増大のため一部修正されたものの基本品目に対して維持されている。選択的輸入統制が実施されており、特定輸出品目にはその標準と品質維持のため輸出許可制が適用されている。

対外債務及び準備金

スリランカの総未払債務は短期借入金及び貿易収支を含めて1984年末の30億3700万SDRsから1985年末には31億6200万SDRsに増加した。商品及びサービスの総輸出収入に対する総債務サービス支出額は1984年の17.5%から1985年は22.4%に増大した。この債務返済比率の増大は主要輸出商品の価格の急落と借入金の返済によるものである。スリランカはその国際的債務を一回たりとも遅滞したことが無く、又その債務の繰越の経験も無いという誇るべき記録を持っている。

政府及び中央銀行の総外貨資産から成る準備金は、1985年末において総額126億4200万ルピー(4億2100万SDRs)であり、1986年の3.8ヶ月分の輸入計画をまかなうに十分な水準であった。

インフレーション

過去数年にわたり上昇していた卸売物価指数は1985年には15.2%下降した。1984年における26%上昇と対称的である。限定された地域における物価変動を反映するコロンボ消費者物価指数は、1984年における年間17%上昇に対して、1985年はわずか1.5%の上昇であった。これらは(a)健全な経済及び財政管理、(b)着実な農業生産の伸び、(c)主要輸出入品の国際価格の下落の結果とみることが出来る。

1-3 統計

国民総生産(1985) -----	53億8,160 万 US \$
一人当たり国民総生産(1985) -----	340 US \$
国民総生産成長率 -----	5.3%

国内総生産の部門別構成 (1985)	(%)
農林、水産業	25.9
鉱業及び採石業	2.3
製造業	14.8
建設業	7.4
電気、ガス、水道及び衛生サービス	1.2
輸送、倉庫及び通信業	11.8
卸売及び小売業	20.9
銀行、保険及び不動産業	4.5
住宅(個人所有)	3.1
公共投資及び国防	4.1
その他サービス業	4.0
計	100.0

外国貿易 (1985)

(単位100万 SDR)

1SDR = 27.63 ルビ---

輸出(FOB)	1,311
輸入(CIF)	1,915
収支	605

主要貿易相手国

輸 入	国 名	輸 出
47.79	オーストラリア	13.04
9.28	ベルギー	15.90
28.17	カナダ	19.12
58.37	中 国	14.10
26.31	フランス	12.75
47.51	香 港	7.62
61.64	インド	5.15
137.93	イラン	13.34
12.38	イタリー	12.13
233.08	日 本	53.13
23.39	マレーシヤ	9.65
17.11	オランダ	36.46
28.04	パキスタン	22.55
142.84	サウジアラビヤ	39.29
60.89	シンガポール	34.68
37.91	韓 国	0.45
79.59	英 国	56.68
106.48	アメリカ	232.53
81.31	西ドイツ	56.79

製品別輸出 (1985)

農産物		688
茶	434	
ゴム	93	
ココナツ産品	112	
その他農産物	49	
鉱業製品		506
織物及び衣料品	286	
石油製品	140	
その他製品	80	
鉱産物		43
宝石	32	
その他	11	
非分類品		73
輸出合計		<u>1,310</u>

製品別輸入 (1985)

消費物資	516.2
食品及び飲料	213.8
織物及び衣料品	137.5
その他	164.9
中間物資	924.2
石 油	397.6
肥 料	57.2
化学品	32.6
小 麦	100.1
投資関連資機材	376.0
機械及び設備	172.6
輸送設備	90.5
建設材料	32.5
その他輸入品	99.0
輸入合計	<u>1,915.4</u>

2. 外国投資誘致政策

2-1 外国投資政策

スリランカは民間・公共の両部門への外国投資を歓迎している。1977年以来大部分の外国投資は民間部門に向けられてきているが、1977年以前は逆に、公共部門に集中していた。政府は外国投資は受入の窓口を二つ持っており、一つは投資奨励区(IPZ)におけるもので、全商品を輸出する目的の生産又は組み立ての製造工場用の建設操業であり、他の一つは投資奨励区外で操業されるものである。

国際経済協力局(大蔵企画省)

大蔵企画省の国際経済協力局は投資奨励区外におけるスリランカの外国からの民間投資の全活動の調整を司るものである。それは外国投資に関する照会及び申込を取り扱う集中処理センターである。又、投資機会の利用についての有望投資家への助言を行い、合弁事業の適当な相手方の発見について国内及び外国投資家の双方を補佐し、合弁事業設立について援助を行う。

外国投資諮問委員会

投資奨励区(IPZ)の地域外の外国投資には、外国投資諮問委員会の承認が必要である。政府は通常、スリランカ側が株式の多数を保有する合弁事業の形式をとることを希望している。しかしながら、この割合は資本金規模・事業の技術水準・及び製品を輸出する産業であるかどうかにより異なる。外国投資諮問委員会が審査する場合、事業の内容は、雇用の促進、技術移転の範囲、及び輸出の可能性がある。外資諮問委員会承認事業には租税免税措置その他の特権が与えられる。

外国投資諮問委員会は強力な権限を持つ政府の委員会で、大蔵次官を委員長として、委員は工業・科学省、漁業省、繊維工業省、農業開発・調査省、国務省(観光開発担当)の各次官、スリランカ中央銀行外国為替管理官、輸出振興局局長及び国際経済協力局局長で構成されている。

1977-1986年の間に、外国投資諮問委員会は480の案件を認可したが、そのうち306件が操業中又は建設工事中となっている。306件における実際の資本投資は129億4100万ルピーで、その52%即ち67億8700万ルピーは外国資本である。1986年1月~12月の間に

80の新規案件が認可されたが、これは1985年同期比で48%増となっている。

株式参加

外国投資諮問委員会にて許可した外国投資は、合弁事業方式を原則としており、株式の過半数を通常スリランカ人の出資者が所有することが望まれている。しかし資本規模が大きい場合や、高度の技術を駆使するプロジェクトで、技術移転の可能性がある場合は、外国投資家が多数株を取得することも可能である。逆に衣料品工業の様に技術移転の無い場合の外国投資家の持株は25%に制限されることになる。その他の場合においては、政府の希望する持株の比率は国内投資家は51%、そして外国投資家は49%とされている。

部 門	数	外国投資諮問委員会認可事業 (操業中、建設中、施設中を含む)		
		外 国	1977~1986 実際投資資本 (100万ルピー)	
			国 内	計
農業、畜産、漁業	27	1,550	855	2,405
製造業	(154)	(1,301)	(2,044)	(3,345)
(a) 繊維、既製服	51	208	722	930
(b) 食品、飲料	10	316	36	352
(c) 木工、紙製品、印刷	5	6	32	38
出版				
(d) 化学、プラスチック、 ゴム関連製品	36	139	523	662
(e) 非金属鉱産品	14	559	532	1,091
(f) 金属製品、機械工業	25	47	96	143
(g) その他製造業	13	26	103	129
土木、建設、不動産開発業	28	195	413	608
観光ホテル、リクリエーション施設	49	3,469	2,167	5,636
特定サービス業種	48	272	675	947
合 計	306	6,787	6,154	12,941

外国人の雇用

スリランカ政府は基本的にはスリランカ人の雇用を奨励するが、特定分野において国内人材が不足している場合には、外国人の雇用が許可されている。外国人の雇用許可は外国投資諮問委員会の許可と共に行われ、雇用可能外国人数とその雇用期間が明示される。

認可された事業に雇用される外国人は、一月当たりの収入の税引き後の三分の二まで、スリランカ滞在期間三年に限り、商業銀行を通じて、在外家族扶養の目的で送金が許可される。滞在期間が三年経過後は送金割合が三分の一に減らされる。外国人が受領した報酬の送金は雇用期間終了時点において許可される。

外国人はスリランカにおける雇用の日から三年間はその全報酬の25%の特別優遇率による所得税を課される。この期間中は、外国人に対して外国で取得するいかなる所得もスリランカにおける所得税の課税対象とならない。

利益金及び配当金の送金

外国投資事業から発生した利益金及び配当金は金額に制限なく自由に送金可能であるが国内諸税の課税の対象となる。

資産の本国への引き揚げ

合併事業に対する外国投資家の投資資本は、その事業を清算又は売却する場合、国内負債があればその清算後、自由に本国送金することが出来る。

株式譲渡

株式の譲渡は、外国投資諮問委員会で承認した外国株主比率が増えてない場合に限り、自由に許可される。しかし、受取人がスリランカ国民でない場合は、株式額面価格の100%が譲渡税の対象となり、受取人に納税義務が課される。

ロイヤルティ、技術サービス、マネージメント・フィー

適切な技術譲渡は海外からの民間投資を奨励する主要目的の一つである。ロイヤルティ又は技術/経営援助契約は外資諮問委員会の認可を必要とする。技術移転契約は特定の生産方法又は製造技術についての使用権を設定するものである。ロイヤルティ支払いは技術水準及び国に発生する純利益に相応して、個別に認可される。ロイヤルティは通常、

純売上を基礎にして決定されている。ライセンス及び経営契約に関しても同様の政策が取られている。

投資に対する保証

スリランカ憲法は、その第157条により、政府が諸外国と締結する投資保護協定を通じて外国投資を保護している。投資保護協定は一度議会において三分の二の多数決で（出席しない議員も含めて）承認を可決すれば、スリランカの国内法としての効力を有し、その後は議会も政府も行政機関も同協定に違反することは出来ない。スリランカはドイツ連邦共和国、英国、（香港にも適用）、フランス、ルーマニア、スイス、スウェーデン、ベルギー・ルクセンブルグ経済連合、オランダ、ノルウェー、韓国シンガポール、日本及びカナダと投資保護協定を締結している。同様の協定にフィンランド、デンマーク、マレーシア及び中国と署名をしているが批准していない。

イタリアとは協定は成立したが未署名、米国とは協定交渉中である。

投資保護協定は、外国投資事業を国有化ないし強制的な買い取りから保護している。国有化又は強制的な買い取りの事態が生じた際の迅速適切な補償の支払い、利益金又は資金等の自由送金、又、投資紛争処理協約に基づいた投資紛争処理が定められている。

投資保護協定は通常10年間有効で、いずれか一方で更改しない限り自動的に延長される規定を有する。自動延長後は、同協定の適用を受けていた既存投資に関しては、同協定の規定が更に10年間適用される。

スリランカ政府は投資紛争処理協約の条項を批准している。世界銀行の国際投資紛争処理センターを通じて、国際仲裁ないし調停の制度が同協定下に提供されている。従って、外国投資家は、国際調停に訴えることが出来る。

合併事業契約

事業許可の時に、国内及び外国共同者は各共同者の義務及び責任を明記した合併事業契約の締結を要求される。本契約は、特に資本参加基本、技術移転、販売及び経営に関する協定のような事項を規定する。紛争の場合は、国内及び外国共同者はその紛争を、国際商業会議所スリランカ全国委員会、又は合意された他の機関の調停を申請することが要求されている。但し、この協定にかかわらずその他の仲裁裁判所、又は法律下の救済を求める権利を行使することを妨げられない。

外資協力事業の設立

スリランカにおいて外国と提携して事業活動を設立しようとする人は外国投資諮問委員会の認可を得なければならない。認可申請書には関係外国提携者からの事業提携同意書の添付が必要である。事業申請書は下記に対して所定の書式により提出するものとする。申請書式は下記で入手することが出来る。

Directors, International Economic Cooperation Division, Ministry of Finance and Planning, 1st Floor, Room 120, Galle Face Secretariat, Colombo 1

電報: SECRIN Colombo、テレックス: 21409 PINNINCE、ファックス: 1-547478

事業は投資規模、関連技術の生産方式・水準、その移転の程度、外国市場接触度、外国為替収益、並びにそれからの派生効果としての雇用・技能開発等の国家レベルで有益と見られる諸点から評価される。

認可となれば、申請人に対して書簡が発行されて、その中に製造品目、生産能力、持株比率、輸出数量及び目標、外国人雇用許可数、及び認可される技術サービス/特許権使用料支払額が設定される。申請手続きには4週間から6週間を要する。

外資諮問委員会により認可された事業は、当該目的の為に設立される新会社の名義下に実施されるものとする。これらの会社はスリランカにおいて会社法の規定に従って、会社登録局 (Register of Companies: No267, Union Place, Colombo) に必要書類及び会社定款を提出して登記を設立する。しかし設立前に当該事業を直接管理する関係官庁に定款の案を提出して、その承認を得なければならない。民間会社は最小限株主2人が必要で公社は最小限7人の株主が必要である。非居住者である株主を規定する通常定款はスリランカ中央銀行外国為替管理官の承認が必要である。

外国で登録された会社でスリランカにおいて事業登録を意図する場合は、同様にその定款を会社登録局に登録するものとする。

会社が設立されたら、国内及び外国投資家に対して株式を発行することになり、事業は直ちに開始される。

2-2 優遇税制措置

免税及び特権

1. 輸出部門

(a) 製造及び輸出

下記以外の物質の製造に従事する会社はその輸出利益について5年間の免税を受けることが出来る。

- * 包装して無い紅茶
- * ゴム(クレープ、シート、又はスクラップ)
- * 新鮮ココナッツ、ココナッツ油
- * 乾燥ココナッツ、コブラ及びココナッツ繊維
- * 宝石

輸出向け製造業に従事する会社は1987/88年課税年度以降は、その輸出利益について、初めて利益を計上した年度から開始して5年間の免税を受けることが出来る。ここに云う「製造」には果物、野菜、花卉及び観葉植物の栽培を含むものとする。

(b) 商品輸出:

前述の免税資格の無いものとして列記された商品以外の物品の輸出に従事する人は1984/85年課税年度から始まり、1988/89年度に終わる期間、輸出利益について免税を受ける資格がある。

(c) サービス輸出:

新しい会社で外貨により支払を受ける下記サービスの提供を1984年4月1日以降、1989年3月31日迄の間に開始する場合、その輸出利益につき5年間の免税を受ける資格が与えられる。

- * 海運貨物コンテナの修理及び改装
- * コンピューター・ソフトウェア、コンピューター・システムの供給又はコンピューター・データの記録

(d) 高付加価値輸出:

F.B.B.価格の50%以上の純外貨利益を挙げる輸出を行う会社は、初期の5年間の全額免税に引き続き5年間の「半額免税」を受ける資格が与えられる。「半額免税」は配当金には適用されない。

(e) 輸出補助金:

輸出振興局から支払われた補助金及び援助金は所得税を免ぜられる。

(f) 関税還付金制度:

これらの会社は、完成品の輸出時点において、輸入原料の関税還付金を受けることが出来る。

出来る。

2. 宝石及び装飾品

以下から発生する利益は所得税を免ぜられる。

- * 輸出された宝石、ダイヤモンド及びその他の貴石
- * 許可業者により外貨の未払を得てスリランカで行った宝石、装飾品、ダイヤモンド及びその他の貴石の販売

3. 農業、果物、野菜、花卉及び観葉植物の栽培に従事する会社は、その輸出利益について5年間の免税を受ける資格を持つ

砂糖きびの栽培、及び加工に従事する新しい会社及び大蔵企画省が特に指定するその他の農業関連産業に従事する新しい会社は、5年間の免税が受けられる。農業に従事する事業は(砂糖きびの栽培及び加工を含めて)栽培のための土地開発に支出した全投下支出を課税対象額より控除することが認められる。

スリランカ紅茶局に設定された事業への補助金、ゴム再植補助金、ココナッツ栽培局補助金、ココア栽培補助金制度等から支払われる補助金、更に農産物の栽培又は再植用の補助金は所得税が免除される。

4. 漁業、海洋又は内陸漁業に従事する新しい会社は5年間の免税が受けられる。

資本支出控除

- * 深海漁業又は遠洋漁業用の器具又は施設
- * 水槽又は池の建設費
- * 養魚用内陸水路の清掃及び整備費
- * 水槽、池、又は内陸水路による養殖用の稚魚の購入費

以上の項目は利益から控除することが出来る。

補助金の免税

漁船、船舶用エンジン、漁具又はその他の漁業機器の購入の為に漁業省から支払われた補助金は所得税を免除される。

5. 畜産

畜産業及び畜産品加工に従事する会社は5年間の免税を受けることが出来る。畜産用土地の開設の為に支出した資本支出の全額が利益から控除される。

6. 中継貿易

委託方式でスリランカに持ち込まれて再輸出される一定の物品に関する利益は荷主及び

荷受け人共々、所得税を免除される。

免税対象となる物品は：

- * スリランカ以外で採掘した貴石又は貴金属
- * 石油、ガス、又は石油製品
- * 大麦、玉蜀黍、高粱、きび及びその他の穀類

これらの物品はスリランカにおいて加工又は製造する場合は許可が必要である。再輸出目的でスリランカに持ち込まれた物品の貯蔵施設を維持運営する事業の利益及び収入は、大蔵企画省の認可する事業に限り所得税を免除される。

7. ヨット及び遊覧船の運航

海運局に登録したヨット及び遊覧船の運航事業による利益金は、下記の場合に所得税が免除される：

- * スリランカ市民権を持っていない個人又は株式の全部を非居住者が保有する会社により運営する場合
- * 所管大臣により許可を得た場合

8. 外国為替銀行業務

下記取引から発生する外国為替銀行業務店の利益及び収入は所得税を免除される：

- * 海外業務のすべて
- * 国内業務で他の外貨業務店との取引

9. 住宅建設部門

下記の場合の住宅建設及びその最初の売り渡しによる利益は免税となる。

- * 床面積が1000平方フィートを超えない場合は100%
- * 床面積が1000平方フィートから1750平方フィートの場合は75%
- * 床面積が1750平方フィートから3000平方フィートの場合は50%

二重課税防止法

スリランカは英国、デンマーク、フランス、ルーマニア、オランダ、カナダ、ドイツ連邦共和国、ポーランド、フィンランド、スウェーデン、パキスタン、日本、インド、ベルギー、及び韓国と二重課税防止協定を締結している。米国、イタリー及びユーゴスラビアとの協定は署名を完了しているが、両国の批准待ちとなっている。タイ及びフィリピンとの二重課税防止協定交渉も進行中である。これらの二重課税防止協定交渉はスリランカ

カ政府の外国投資誘致のための努力を反映するものである。

投資奨励策は、配当金、利益及びロイヤルティーに対する減税措置という方法がとられている。そこでスリランカにおける投資を奨励するための税制上の優遇措置が外国人投資家にも適用することを保証するために、最近締結されたほとんどの条約では、特別みなし課税協定が結ばれている。この協定のもとでは、課税免除規定のもとで外国人投資家はスリランカの税を免除されている場合でも、これらの税はスリランカで支払われたものと投資家の母国においてみなす保証が与えられる。

投資控除

大蔵企画省許可事業に投資した株主に対しては、関係省庁の勧告により株式投資につき投資免税控除が与えられる。免税資格を持つ会社で、失業者率が高いと指定された地域で25人以上を雇用する会社は、この許可申請を行うことが出来る。免税措置を受け得る投資額の最高限度は当該投資家の課税所得の三分の一である。投資家が会社以外の個人の場合は、各年の課税額は15万ルピーに制限される。

償却

1987年4月1日以後取得した工場機械、機器、施設は(自動車と事務室用家具を除く)それが事業用の場合には、年間33.3%の償却率を許可される。商業及び工業用建物の償却率は10%、自動車及び事務用家具の償却は年26%が認められる。

関税還付金

生産品の50%以上を輸出する会社が輸入する機械に対しては、外資諮問委員長又は、輸出振興局局長の許可があれば輸入関税及び売上税は課税されない。輸出工業が使用するために輸入される原料品は工業省、繊維工業省、地方工業開発省、又輸出振興局局長の証明があれば、輸入関税及び売上税が免除される。これらの原料は保税倉庫制度下で輸入され使用されるものとする。売上税はスリランカで製造され輸出される製品には課税されない。

免税その他特権の申請

免税資格を取得するには、会社は大蔵企画大臣の許可を取得して認可会社として公告されなければならない。認可申請は大蔵企画省次官宛に三部提出することを必要とする。

申請書には以下の事項を記載し、必要書類を添付するものとする。

- 1) 会社名
 - 2) 免税又は投資控除の許可を受けたい部門
 - 3) 会社の設立年月日
 - 4) 会社の事業の種類の詳細
 - 5) 会社の定款及び登録証明書各写し
 - 6) 会社の普通株式の第一回の発行日
 - 7) 申請時における資本の発行額及び払い済資本額を証明する書類
 - 8) 発行済み株式資本の5%以上を保有する株主明細書で氏名、国籍、持株数、所得税申告番号及び税務関係担当地方局事務所名を記載したもの。取締役明細書で株主明細書と同事項を記載したもの
 - 9) 申請時における投資内容: (a) 建物、(b) 既設の機械価格、(c) 輸入済みの機械の総価格
 - 10) 事業の従業員数の文書
 - 11) 会社の目的は許可申請部門の分野だけに会社活動を制限するものでなければならない。もし、定款にそのような制限が無く、作成登録されている場合はその様な制限を含む定款改正をしなければならない。改正された定款はその写しを会社登録局の発行する定款改正受理証明書とともに提出する。会社の目的を認可申請分野に制限する約款の分例は下記の通りである。即ち、1979年国内税法第28号下における許可の条件として、会社は国内税務長官による事前の文書による許可ある場合を除き、-----の事業以外の事業をおこなわないものとする。
- 又、疑問がある場合は国内税務局に連絡されたい。
- 12) 会社は既設会社の分割又は再建として設立されたものであってはならない。この旨の証明書の提出が必要である。
- 要求される明細書及び文書が適時に提出され、そして発起人及び主要株主に税金滞納が無ければ、会社が提出した免税許可申請書は遅滞無く処理される。

2-3 法人税

居住会社及び非居住会社

1979年国内税法第28号は課税目的上から居住会社と非居住会社を区別している。居住会社に対しては、スリランカ内に発生する所得とスリランカ外で発生して本国に送金される所得の双方に課税される。非居住会社にはスリランカ源泉の所得のみに課税する。会社は課税年度内においてその経営がスリランカ内で行われた場合、居住会社とみなされる。スリランカの公開の居住会社は40%の課税対象となり、又その決定した配当金に対しては20%の源泉課税が行われる。居住会社が支払う配当金は株主に納税義務がある。しかし、個人が受領する配当金のうち12000ルピーまでは免税となる。会社の株式譲渡による資本増加は課税されない。非居住会社及び非公開定住会社に対する標準税率は50%である。しかしながら、会社が種々の税優遇措置を利用し、大きい資本控除やその他の

優遇割引が許されると、課税実効率は標準50%以下に減ることもありうる。

控除

所得を得るために、全額を特別使用した経費は課税収入から控除が認められる。例えば、輸出事業においては、外国為替管理局局長の承認を得て、外国において支出した広告費及び旅費の全額を控除することが出来る。償却控除は機械は年率12.5%、建物については5%である。

源泉課税

外貨借入金に対する利子所得には15%、或るいは、関連の二重課税救済協定に規定された低率の源泉課税がかけられる。非居住者に対する配当金及びロイヤルティの支払いはスリランカの所得税の対象となる。課税立は個人非居住者及び非居住会社に対するものと同じであるが、10%から15%の特恵率がスリランカが二重課税救済協定を締結している相手国からの居住者に対して供与されている。免税会社が、免税期間中に或いはその後1年以内に免税利益金中から支払う配当金には所得税が免ぜられる。

個人課税

個人に対する課税はその居住資格により、課税率、享受し得る免除、又スリランカ外からの所得に課税されるか等で決まる。認可企業に雇用される外国人は、スリランカにおける雇用開始の日から三年間は、その全収入に対して一律25%の特恵率で課税される。課税所得は事業利益、給料、利息、配当金及び雇用主から受領する非金銭便益を含むものとする。三年間の期間内に海外で生ずる収入に対しては課税されない。

間接税

関税、物品税、及び売上税の様な間接税は、スリランカで製造された物品又はスリランカに輸入された物品に課税される。 税率は製造又は輸入された物品のタイプにより異なる。

2-4 労働力

教育

40年以上にわたり政府が実施している初等、中等及び高等教育の無料教育計画は学校その他の教育機関への入学率を大きく高め、その結果としてスリランカは85% という開発途上国中最高レベルの識字率を達成した。 職業及び技術教育も広く行われてスリランカ労働者の多数が利用している。 義務教育は14歳迄とされているが、5才から13才の年齢層の90% が学校に通い、その大多数は大学前の水準迄の教育を受けると推定されている。10学年迄の全登校児童に対する教科書無料配布制が政府により始められている。

学校では、生徒達は数学、科学及び英語の様な必修科目を学ぶがたわら、木工、金属工、電動機工、ラジオ修理等の選択科目中から技術科目を選択して学んでいる。 スリランカにおける大学教育は、放送大学一校を含む九大学で提供されている。 この5年間において大学入学は13% 増加した。 1984/85 学校年の大学入学は5463人に達した。1980/81 年は4935人であった。 この5年間の傾向としては、理工学部及び商学部への入学が増加して、人文学部への入学が減少している。

経済環境の変化に應ずるために新しい学位コースが設置されている。 コンピューター普及の結果としてプログラミングやシステム分析等の技術者の必要性が高まってきているのを鑑み、三校が最近にコンピューター科学及び技術の学位コースを開設している。 1980年に設立された放送大学は一度勉学を中絶した人々で、学位の取得を希望する人や、技能を増進させたいと望む人々に高等教育機会を提供している。 放送大学への入学は最初の学校年の1,610 人から1984/85 年には15,000人近くに急増した。

専門教育及び訓練は会計、化学、機械工学、銀行及び測量の様な分野において多数の学校で提供されており、学生達は卒業後は各専門団体の会員となることが見込まれている。

技術教育及び訓練

スリランカ政府は産業が必要とする技術的及び職業的技能の習得の機会を提供し振興するために多大の努力を傾注している。この種の訓練は、技術教育、職業訓練、見習い工訓練及び職場内訓練計画の下に実施される。高等教育省の下における技術教育は全国学校ネットワークより行われる。コース期間は四年間のもの迄あり、免状の取得が出来るもので、会計・商業・機械工学・電子工学・通信・繊維・ゴム技術等の各専門分野にわたり提供されている。この他、産業及び商業における従業員の技術の向上を図って各職域において行う従業員訓練及び約35職種におよぶ修学者向けの技能研修プログラムがあり電子・機械・鋳造・建設・板金・自動車等市広い分野をカバーしている。見習い教育及び職業訓練は青年・雇用省の国家職業訓練教育局(NAB)の主管下で行われる。NABの教育計画では基礎的理論講義と共に実務上の訓練を行える様に作られている。

NABは助手・技能者・エンジニア(2種)等6段階における見習い教育計画を提供している。様々な教育期間の訓練が訓練センターや公共及び民間の利用可能な施設を使って行われている。民間施設を利用する場合は見習い期間中に訓練生に支払われた俸給はNABから償還される。

労働省もその訓練センター、地域職業技能開発センター、特殊技能訓練センター、移動訓練センターの訓練施設を提供している。センターでは据付・溶接・板金・機械・原動機関連のような技術訓練を行う。又自習者に対する職業技能試験を行い、証明書を発給している。全国にある9つの地域職業技能開発センターは技能教育機会を均等化し、又移動訓練センターを組織サービスするため設置されているものである。移動訓練センターでは大工・石工・原動機工・工業関係商業等の熟練及び半熟練工の訓練を行っている。

同様に、中級以上の技術者訓練及び高度職業訓練のために職長訓練学校が設置されている。

労使関係

多数の労働諸法が雇用主・雇用者関係の諸々の面を規制している。然し、その様な関係に影響を及ぼすのは次の4つの法律が基礎となっている。即ち、

- * 1954年向上及び事務諸使用人法第19号
- * 賃金委員会法
- * 1958年商用共済基金法第15号

* 1980年使用人信託基金法第46号

これらの法律は最低雇用年令、労働時間、休日、休暇、出産手当、社会保険、労働者災害保障、工場法規、定年退職手当及び慰労金のようなすべての労働関連規定を包含している。

スリランカにおいては使用人は労働組合を結成し、労働組合に参加する権利を有している。但し、雇主にはそのような労働組合を認める義務規定はない。

企業は労働者と経営者からの対等の代表で共同諮問委員会を設置することも出来る。

政府は法律を実施するだけでなく、各企業における労使間の平和の維持にも力を入れている。紛争が発生、又起こりつつある時は、労働局局長は業務の停止を回避するため仲裁を行う。

1950年産業紛争法は労働紛争の過程を規制していて、重要産業においてはストライキは突入の21日以前に労働組合により宣言することを要求し、又賃金協定規定の変更又は、

労働裁判所の判決の変更を目的とするストライキを禁止している。更に、1980年公共安全法は経済重要部門及び公共行政部門のストライキを禁止している。ここ数年間、ストライキは非常に少なく、労働紛争は減少している。

労働局は労働関係全法律の行政及び執行責任がある。調停・仲裁・裁定・団体協約を通じて労働紛争の解決に中心的役割を演じている。労働局は雇用及び雇用関係に関連する全事項について、雇主、使用人及び使用人組織に勧告及び指導を行っている。

保健及び厚生

政府が多年にわたり開発してきた保健及び福祉制度は同様な経済情勢下の諸国と比較にならない程進んでいる。1985年の中間人口推計によると、スリランカ人口は1,580万人で人口増加率は1.5%であった。人口増加率は1971年以来減少を続けていて、他の開発途上国に比べて良好な傾向にあるといえる。この増加率は、保健及び医療の無料利用並びに広範な食料補助制度により達成された低死亡率の結果である。食糧補助制度は最近見直しが行われ、こうした補助が実際に必要な人々に集中的に与えられる様になった。保健及び医療サービスは無料供与が続けられ、広く利用されている。

最近、国の保健サービスは予防面に更に重点を置き、又第一次衛生管理計画を通じて総合的共同生活適応衛生管理を徹底し、改善されてきている。

労働市場及び賃金

一人当たり所得が340米ドルの国としては、スリランカは識字率が高く、健康で同様の所得水準の国々よりも技能水準の高い労働力を有している。

教育及び訓練制度が、衛生管理及び無料で利用出来る医療施設とともに整備されている。一般に人材は利発で、近代的製品及び品質基準に関する知識を有し、そして大きな順応性と対応性を有している。

現在およそ10万人のスリランカ人が海外で働いているが、大部分が中東で建設工事に従事していて、雇主から意欲的で信頼出来る従業員と評価されている。海外での需要の多くは熟練ないし半熟練専門家及び職人であり、スリランカ人はその需要の相当部分を適正な賃金で充足している。婦人労働者に関しては、手仕事が上手で反復的作業に長時間たずさわる忍耐力を有していると認められている。

大きな潜在産業労働力に加えてスリランカは多数の大学・技術学校・その他の専門機関があり、経営から工学まで美術から医学にわたる全学科においてスリランカ人の訓練が行われてれている。これらの人達は産業に多様な技術を提供する高度経営及び技術労働力の基盤を形成している。

熟練産業労働者や専門的管理者を雇う費用は、西欧諸国はもとよりアジアの開発途上諸国と比べても低い方である。スリランカの生活費が低いことが、その労働力を比較的低賃金で提供することを可能にしている。

産業労働者の最低賃金は労働局が賃金委員会法によって定めている。多くの会社は、この最低賃金以上の給与を与えている。各事務所の実際の賃金は熟練労働力の需給事情、労働競争力の程度、作業の難易度及び作業所の場所により差異がある。そこで雇主としては諸事情を勘案して双方にとって受け入れられる労働条件と報酬水準を定めることが重要となる。然し、どのような労働条件を持つことになるにせよ、投資家は支払う賃金の直接コストは下表の現行適正賃金水準が示す通り、他の開発途上諸国よりはずっと低いことが確認出来る。

職 種	給料/賃金 (米ドル/ 月)
上級管理職の工学、会計、工業経済、経営、法律等の専門職で10年以上の経験者	500 — 600
中級管理職の専門家で経験5年以上	350 — 500
下級管理職の大学卒業生	150 — 200
監督職	100 — 125
秘書/ 事務職で速記が出来、英語の堪能者	75 — 125
熟練技能労働者	75 — 100
半熟練労働者	45 — 60
未熟練労働者	30 — 40

会社は従業員の全給料の最小限20%の共済基金献金を労働局管理の基金に支払っている。20%のうち、8%は従業員給料から差し引き残り12%は雇用主の負担となる。加えて、民間部門の雇用主はすべて従業員の全給料の3%を毎月従業員信託基金に献金しなければならない。

慣例として一月分の給料のボーナスが一般に4月又は12月の祭礼月に全従業員に支払われている。

従業員は7日の臨時休暇、14日の休養休暇、及び開業医の診断書提出の上、21日の病気休暇を利用することが出来る。婦人従業員は第一回目と第二回目の出産については全給有給84就業日の出産休暇を取ることが出来る。第三回目以降の出産の場合は42就業日の休暇となる。雇用の終了に当たっては、従業員数15作業員以上の作業所で働く労働者は5年以上勤続した場合、就労一年につき2週間分の給料の就業慰労員を受領することが出来る。

2-5 金融及び株式市場

金融制度

金融制度としてはスリランカ中央銀行、25の商業銀行、2つの外国銀行代表事務所、2つのマーチャント銀行及び多数の金融会社がある。加えて、開発銀行、開発金融会社、貯蓄機関、使用人共済基金及び信託基金、保健会社がある。

銀行制度

通貨発行銀行としてのスリランカ中央銀行は、金融安定と経済成長の保証のための国家通貨政策を行う。中央銀行は商銀との取引きにおいてスリランカ・ルピーと米ドルの日々の現物売買値を決定する。この外国為替取引きは米ドルのみで行われる。中央銀行はルピーの米ドルと先物取引きを商業銀行に認めている。

25商業銀行は4国内銀行と21外国銀行から成り、全国600の主要支店ネットワークを有して、金融制度の支柱を形成している。スリランカで営業する外銀は、スタンダード・チャーター銀行、グリーンズレイ銀行、香港上海銀行、バンクオブインディア、インド銀行、インド国立銀行、ハビブ銀行、バンク・インドスエズ、クレジット・アンド・コマース・インターナショナル銀行、シティバンク、オーバシーズ・トラスト銀行、アメリカン・エキスプレス銀行、ドイツ銀行(アジア)、ネザランド・アルジェメネ銀行、チューリッヒ、ハビブ銀行、中東ユニオン銀行、オーストラリア銀行、アムステルダム、ロッテルダム銀行、ミッドルイースト銀行で、バンカーズ・トラスト社とジラード銀行はコロンボに代表事務所を置いている。これらの銀行の設置は外国投資と外国貿易を助長する一方で、競争を通じて銀行制度に主要な動力と革新を導入した。

国内銀行は国立2大銀行のセイロン銀行とピープルス銀行及びセイロン・コマーシャル銀行とハットン・ナショナル銀行である。

政府は商業銀行に対して海外業務及び投資振興区(IPZ)業務を行うための外貨銀行店の開設を許可している。商業銀行は輸入輸出管理局の定めた免許規則の下において輸入用に為替信用状の開設が許可されている。信用状の有効期間は180日を超えないものとする。商業銀行は許可取引き業者として、中央銀行が定期的に設定する適正限度内で、大抵の現行の貿易外支払いのために外国為替の売り渡しが許されている。

最近盛んになっているマーチャント銀行は、セイロン銀行の子会社であるマーチャント・バンク・オブ・スリランカ及びピープルス銀行の子会社のピープルス・マーチャント・

バンクが英国ギネス・マホンと共同して行っている。これらはアンダーライティング、ローン、借款シンジケート、投資管理等の法人金融サービスの提供が期待されている。

主要な長期信用機関としては、国家開発銀行とセイロン開発金融会社があり、国家担当投資銀行が主要な住宅建設銀行として活動している。

資本市場

1977年の経済自由化政策の結果、スリランカの資本市場は取引量が増大し多様化した。政府は株式仲買いを促進する目的でコロombo証券取引所(CSE)を開設し1985年12月に取引が開始された。171社が株式取引に上場され、それぞれ主業務分野に基づき分類されている。その数は、今後も増加するものと期待されており、近く株式展望や株価指数情報等のサービスを含む業務を始める予定である。証券取引は自律的なものではあるが、現国会に提出されている証券法が成立すれば同法下に活動することになる。現在株式仲買会社は9社ある。

大蔵企画省下の資本開発投資会社(CDIC)も増大する資本市場の需要に応ずべく強化されてきている。同社は生産活動の開始又は拡張に必要な資本及び危険負担資本(ベンチャー・キャピタル)を提供する民間企業家を援助する計画をたてている。

合併、合併、買収

政府は会社及び事業の合併・合併・買収を規制する指導基準を作成中である。指導基準の大要は、国に対する直接の経済的利益を確保し、経済活動における不公正取引を最小限に止めようとするものである。

2-6 インフラストラクチャー

電力

スリランカでは、多様なエネルギー源を利用し比較的安価の電力を安定して供給している。現在の工業用電力料金は単位当たりおよそUS \$0.055である。セイロン電気局(CEB)が国営機関として電力の発電、送電及び給電を行っている。1984年、85年には、国際市場石油価格の低落と2つの主要水力発電所の操業開始の結果として、電力事情は大きく改善された。ビクトリア水力発電計画210MWの最終段階と134MWのコトマレ水力発電計画の第一段階の完成により水力発電力は542MWから746MWに増大した。ディーゼル

発電機80MWを含む270MWの火力発電と併せて、セイロン電気局の総発電能力は1016MWとなり、1990年末迄の我が国の電力需要を充分満たすものである。火力発電は、不順な天候等による水力発電不足を補充し得るものである。

輸送

69,000kmの道路と1,944kmの鉄道で、主要都市と地方各部が結ばれている。鉄道は政府鉄道局が運営し、乗客道路輸送はスリランカ輸送局と民間業者により行われている。貨物輸送では鉄道は僅か15%を占めるに過ぎず民間部門が大きな役割を果たしている。

スリランカの国際空港としては、コロンボに近いカツチャケ空港があげられるが、国内空港はコロンボ南部のラトマラナ空港を含め数ヶ所にある。

港湾及び海運

コロンボ港、トリンコマリー港及びゴール港がスリランカにおける三大港である。主港であるコロンボ港はあらゆるタイプの貨物を取り扱える様に設備が整っており、そのコンテナ貨物の取扱は量・質共に改善されている。月間取扱能力は約15,000コンテナである。

コンテナ運搬量の増加はスリランカ港務局にとってコンテナヤードの確保、関連施設の開発と改善を行わしめた。ガントリクレーン、移動クレーン他、補助施設の整った二つのコンテナ・ターミナルが操業中である。今年末迄には第二の全装備埠頭が完成予定で、第四世代コンテナ船を取り扱う施設を持つことになる。港内における内部道路輸送網の改良も進行中である。コロンボ港は1983年には142,311の20フィートコンテナを取り扱って世界339コンテナ港中63位を占めた。この様な新しい施設は、コンテナ貨物取扱の著しい増加に寄与し、コロンボ港は、南アジアの主要積み換えセンターとなった。

コンテナ取扱量は1984年の181,484コンテナから1985年には215,746コンテナに増加した。1985年の総トン数は187万3千トンで、その中で積み換えトン数は103万2千トンである。トリンコマリー港は世界における最良天然港の一つで、商業及び工業港として広大な開発潜在性を持つものである。ゴール港は国の南部の港で停船施設及び倉庫施設を装備している。

スリランカ中央貨物局は、特別に免除されている数種類のバラ積み貨物を除いて殆ど全部の輸出船積み業務を行っている。スリランカからの世界中の港に向けてのコンテナ

サービスは英国行きはセイロン海運会社(CSC)が2週間毎に、又コンパニー・ゼネラル・マリティム(CGM)は月に一回の便がある。これら2つの会社はハンブルグ、ロッテルダム等の諸港にも便を出している。CGM社は更にジェノアやバルセロナの様な地中海諸港にもロイド・トリスチノ海運会社(アドリア海諸港向けの貨物も輸送)と共に就航している。成長を続ける輸出産業からの増加する需要に応えるため、CSC社ではチャーター船も使いコンテナ輸送整備の新船7隻を運航している。

米国西岸向けは少なくとも月に6回、東岸向けは月3回の船便があり、平均運航時間は28日である。カナダ東岸向けのコンテナ輸送は3社が各々月一回就航している。定期コンテナ輸送は日本、香港、シンガポール、及び台湾向けに就航している。日本までのコンテナ一般貨物輸送は3社で、運航に平均12日を要する。

国際輸送会社が提供する定期コンテナサービスはオーストラリア、ニュージーランド、アラビア湾、紅海、インド、パキスタン及び南東、西アフリカの目的港に就航している。

又、スリランカ中央貨物局はスリランカからの積出貨物運賃の交渉権限を持っており、その結果、投資振興区からの新製品及び新市場進出のための伝統的産品等に対する優遇運賃の確立に成功している。同局はセイロン汽船代理業協会の協力下に貨物船のスケジュール情報を提供する「デイリー・ショッピング・リスト」を発行している。

電気通信

経済活動の増大と共に電気通信施設の需要が急速に増加してきた。政府はこのような電気通信システムの重要性を認識し、特に増大する輸出を補強するために、25億7900万ルピーを投じ、4年計画による電気通信システムの増強計画を数年来実施してきた。現在およそ83,000の電話がスリランカ全域に配置されている。

市外ダイヤル施設はデジタル/アナログマイクロウェーブ、同軸送信式となっている。交換機の95%がオートマティックでクロスバー電子型である。

国内電信網はコロンボ市を中心に、およそ46の電信所とマイクロウェーブVPTで通信を行っている。HFラジオによる電気通信もコロンボから行われている。

国際電話ダイヤル方式で、現在アンチガ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、バーレン、ベルギー、バミューダー、ボツワナ、ブラジル、カナダ、チリー、コロンビア、サイプロス、チェコスロバキヤ、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国、ジブラルタル、ギリシャ、香港

ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、韓国、クウェート、レソト、ルクセンブルグ、マカオ、マラウイ、マレーシア、モルジブ、メキシコ、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オーストリア、パキスタン、パナマ、バプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、セイシェルズ、トルニダト・トバゴ、台湾、タイ、トンガ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、イエメン、アラブ共和国、ユーゴスラビア及びザンビアの各国に利用出来る。

海外電気通信サービス(OTS)は世界211ヶ国以上の国との間に供給し、24時間国際電信サービスを、又12ヶ国にはインド洋衛星経由で直接通信している。国際テレックスサービスは、直接操作又は転送切り換え方式で全世界の通信網に連結して世界の殆どの国と通信出来るようになっている。電気通信のマスタープランは2001年迄の需要をもとに作成されており、その目的は、現在の加入者に対するサービスの質的改善、通信の地方部への拡張及び海運通信サービスの拡大及び改善となっている。

スリランカ輸出振興局

輸出振興局(EDB)は、輸出が経済開発において重要であるとの認識から、議会立法に基づいて創設された。大統領を委員長とする輸出開発閣僚委員会において国の輸出開発計画が決定されている。閣僚委の執行機関であるEDBは関連省庁、政府機関、及び民間部門から成る混成組織である。EDBは、輸出事業の奨励、指導サービスの提供の他、関税還付制、輸出補助金制、及び貸付金再金融制の三つの制度に基づく奨励策の提供を行う権限をもっている。金融機関その他の財源から必要資本を作り出すために、EDB自ら資本参加を考慮する場合もある。

スリランカ輸出信用保険会社

スリランカ輸出信用保険会社(SLECIC)は議会立法により創設された法的機関であり、商業銀行に対して保証を提供することにより、船積み前及び船積み後のファイナンスをスムーズにするためのものである。輸出代金支払い遅延又は不受領の危険を担保するための保険制度もある。SLECICは輸出市場発掘、輸出品の多様化及び拡張等の指導業務も行う。

特許権及び商標

スリランカを近代的商業国に変化させようという政府の開発政策に従って、知的財産法第52号が1980年に立法化された。これは工業意匠、著作権、特許、商標、サービス商標並びに不公正競争の諸法から成るものである。スリランカにおける商標の法律上の保護は知的財産法に基づいて国内の特許商標登録局に登録することが基本となっている。登録による法律上の保護は、企業の製品又はホテル、銀行及び航空会社等のサービス商標に与えられる。登録のための製品及びサービスの分類は世界知的財産機構のナントカールの製品34及びサービス8分類に従っている。商標の登録は適法な申請条件を最初にも満たし、且つ当該申請に第一優先権を主張する人に対して、当該商標が法律で許可不可能でない限り許可される。商法登録は当初10年間有効で、以後は所定の料金を支払って10年毎に更新することが出来る。更新は登録期間が終了する前の12ヶ月内に行われなければならない。

特許権は国が許可した文書であって、一個の発明を記述して、特許権者の許可なくしてただその特許発明を利用出来るという法的地位を与えるものである。発明保護はスリランカにおいては、第2年目から毎年年間更新料を支払うことを条件に15年に制限される。

JICA